ひょうごの藻場と
ブルーカーボン生態系



資料編



ひょうごブルーカーボン連絡会議

目 次

1 海藻の生育条件、生育阻害条件 1
2 海草（アマモ）の生育条件、生育阻害条件 7
3 沿岸域の種類と必要な手続きについての連絡先 11
4 漁業権者との調整についての連絡先 14
5 漁業権の設定区域 Map、漁業権者一覧 18
6 海上保安部への手続き、区域 Map 58
7 潮干狩り場、海水浴場の区域 Map と管理者一覧 60
8 Ｊブルークレジット制度の認証事例 64

1　海藻の生育条件、生育阻害条件

本章では、代表的な海藻の生育条件や生育阻害条件を示します。ただし、**これらの条件は地域によって異なることが知られています**。そのため、ここで示されている条件に完全に適合しない場合でも生育する可能性や生育阻害が起こる可能性があることに留意し、**あくまでも目安として活用してください**。

【アカモク】

項目	生活史段階	時期	生存下限値	生存上限値	適条件
水温	生活史全体	通年	—	30℃	低水温期：4℃以上 高水温期 28℃以下
	発芽期	春～夏頃	—	30℃	12–28℃
	幼胚～幼体期	春～夏頃	—	—	18–28℃
	成熟期	春頃	—	—	14–23℃
塩分	生活史全体	通年	—	—	26.6 以上（年平均）
	幼胚期	春頃	15.7	—	—
	幼胚～幼体期	春～夏頃	—	—	21–43
	幼体～成体期	夏～春頃	—	—	19–40
光量	発芽期	春～夏頃	10 μE/m²/s	—	100 μE/m²/s
	幼体期	春～夏頃	25 μE/m²/s	—	200 μE/m²/s
COD	生活史全体	通年	—	—	2.2mg/L 以下※2
栄養塩類（硝酸性窒素）	生活史全体	通年	—	—	0.001～ 0.064mg/L
栄養塩類（アンモニア性窒素）	発芽期	春～夏頃	—	—	10mg/L 以下
栄養塩類（りん酸性りん）	生活史全体	通年	—	—	0.003～ 0.040mg/L
波※1	区分なし	—	—	—	$1.0H_{L/g}$・m 以下※2

※1 波は漁港設計沖波1／3最大波高
※2 藻場分布とその場所の平均値から求められた許容範囲

「海の自然再生ハンドブック -その計画・技術・実践－　第３巻　藻場編」（海の自然再生ワーキンググループ、H15）、
「大阪湾奥部における藻場創出の適地調査結果および簡易な藻場創出手法について」（大阪府、R7）より作成

【シダモク】

項目	生活史段階	時期	生存下限値	生存上限値	適条件
水温	生活史全体	通年	—	30℃	低水温期:8℃以上 高水温期 27℃以下
	発芽期	春～夏頃	—	—	20–25℃
塩分	幼胚期	春～夏頃	16	—	—
	幼胚～幼体期	春～夏頃	—	—	21～43
	幼体～成体期	夏～春頃	—	—	19～40
光量	幼体期	春～夏頃	—	—	200 μE/m²/s
		春～夏頃	25 μE/m²/s	—	200 μE/m²/s

「海の自然再生ハンドブック -その計画・技術・実践－　第３巻　藻場編」(海の自然再生ワーキンググループ、H15)、
「大阪湾奥部における藻場創出の適地調査結果および簡易な藻場創出手法について」(大阪府、R7)より作成

【タマハハキモク】

項目	生活史段階	時期	生存下限値	生存上限値	適条件
水温	生活史全体	通年	—	—	低水温期:6℃以上 高水温期:27℃以下
	発芽期	春～夏頃	—	30℃	10–25℃
塩分	発芽期	春～夏頃	16	—	—
	幼胚～幼体期	春～夏頃	—	—	30.5～32
	幼体～成体期	夏～春頃	—	—	30～32
光量	発芽期	春～夏頃	—	—	44～200 μE/m²/s
	幼体期	春～夏頃	50 μE/m²/s	—	200 μE/m²/s

「海の自然再生ハンドブック -その計画・技術・実践－　第３巻　藻場編」(海の自然再生ワーキンググループ、H15)、
「大阪湾奥部における藻場創出の適地調査結果および簡易な藻場創出手法について」(大阪府、R7)より作成

【ヒジキ】

項目	生活史段階	時期	生存下限値	生存上限値	適条件
水温	区分なし	通年	—	—	2月水温:5～20℃※2 8月水温:20～28℃※2
塩分	区分なし	通年	—	—	30.0 以下※2
COD	区分なし	通年	—	—	1.6mg/L 以上※2
波※1	区分なし	通年	—	—	1.4 $H_{L/g}$・m 以下※2

※1　波は漁港設計沖波1／3最大波高
※2 藻場分布とその場所の平均値から求められた許容範囲

「海の自然再生ハンドブック -その計画・技術・実践－　第３巻　藻場編」(海の自然再生ワーキンググループ、H15)より作成

【ヨレモク】

項目	生活史段階	時期	生存下限値	生存上限値	適条件
水温	区分なし	通年	—	—	2月水温:5～15℃※2 8月水温:20～27℃※2
塩分	区分なし	通年	—	—	30.4 以下※2
COD	区分なし	通年	—	—	1.4mg/L 以下※2
波※1	区分なし	通年	—	—	2.1 $H_{L/g}$・m 以下※2

※1 波は漁港設計沖波1／3最大波高
※2 藻場分布とその場所の平均値から求められた許容範囲

「海の自然再生ハンドブック -その計画・技術・実践－ 第３巻 藻場編」(海の自然再生ワーキンググループ、H15)より作成

【ヨレモクモドキ】

項目	生活史段階	時期	生存下限値	生存上限値	適条件
水温	区分なし	通年	—	—	年間平均水温: 19.5～22.6℃※

※分布がみられる湾の 1980～2005 年の年間平均水温

「大阪湾奥部における藻場創出の適地調査結果および簡易な藻場創出手法について」(大阪府、R7)より作成

【ノコギリモク】

項目	生活史段階	時期	生存下限値	生存上限値	適条件
水温	区分なし	通年	—	—	2月水温:6～19℃※2 8月水温:24～28℃※2
塩分	区分なし	通年	—	—	30.9 以下※2
COD	区分なし	通年	—	—	1.4 mg/L 以下※2
波※1	区分なし	通年	—	—	2.1 $H_{L/g}$・m 以下※2

※1 波は漁港設計沖波1／3最大波高
※2 藻場分布とその場所の平均値から求められた許容範囲

「海の自然再生ハンドブック -その計画・技術・実践－ 第３巻 藻場編」(海の自然再生ワーキンググループ、H15)より作成

【カジメ】

項目	生活史段階	時期	生存下限値	生存上限値	適条件
水温	生活史全体	通年	—	—	低水温期:10℃以上 高水温期: 27℃以下
	生活史全体	通年	—	—	20℃未満(年平均)
	胞子体期	通年	—	28℃	—
塩分	生活史全体	通年	—	—	30.9 以上(年平均)
	生活史全体	通年	—	—	32.0–34.8
	胞子体期	通年	25 以上	—	—
	胞子体幼体期	春～夏頃	—	—	29.8–38.9
光量	区分なし	通年	分布下限水深(m) = 年間平均透明度(m) × 1.56	—	—
COD	区分なし	通年	—	—	1.3 mg/L 以下※2
波※1	区分なし	通年		—	6.0 $H_{L/g}$・m 以下※2

※1 波は漁港設計沖波1／3最大波高
※2 藻場分布とその場所の平均値から求められた許容範囲

「海の自然再生ハンドブック -その計画・技術・実践－ 第３巻 藻場編」(海の自然再生ワーキンググループ、H15)、
「大阪湾奥部における藻場創出の適地調査結果および簡易な藻場創出手法について」(大阪府、R7)、
「沿岸透明度の目標設定ガイドライン」(環境省、H30)より作成

【クロメ】

項目	生活史段階	時期	生存下限値	生存上限値	適条件
水温	区分なし	通年	—	—	2月水温:8～14℃※2 8月水温:26～27℃※2
塩分	区分なし	通年	—	—	31.8 以下※2
COD	区分なし	通年	—	—	1.4 mg/L 以下※2
波※1	区分なし	通年	—	—	2.1 $H_{L/g}$・m 以下※2

※1 波は漁港設計沖波1／3最大波高
※2 藻場分布とその場所の平均値から求められた許容範囲

「海の自然再生ハンドブック -その計画・技術・実践－ 第３巻 藻場編」(海の自然再生ワーキンググループ、H15)より作成

【ワカメ】

項目	生活段階	時期	生存下限値	生存上限値	適条件
水温	胞子体成熟期	春頃	—	30℃	14-23℃
	遊走子期	春～夏頃	—	30℃	1-29℃
	配偶体期	夏頃	-1℃	31℃	10-29℃
	芽胞体期	秋頃	—	—	10-24℃
	胞子体幼体期	秋～春頃	2℃	26℃	5-22℃
塩分	胞子体期	秋～春頃	15	—	27 以上
	遊走子着生期	春頃	9	—	17-32.5
	配偶体期	夏頃	15	—	—
光量	胞子体期	秋～春頃	相対光量 20%	—	—
COD	胞子体期	秋～春頃	—	—	2.0mg/L 以下
栄養塩類(亜硝酸性窒素＋硝酸性窒素)	胞子体期	秋～春頃	—	—	0.28mg/L 以上
栄養塩類(無機性窒素)	胞子体期	秋～春頃	—	—	0.028mg/L 以上
栄養塩類(りん酸性りん)	胞子体期	秋～春頃	—	—	0.0031mg/L 以上

「海の自然再生ハンドブック -その計画・技術・実践－　第３巻　藻場編」(海の自然再生ワーキンググループ、H15)、
「大阪湾奥部における藻場創出の適地調査結果および簡易な藻場創出手法について」(大阪府、R7)より作成

【アナアオサ】

項目	生活史段階	時期	生存下限値	生存上限値	適条件
水温	区分なし	通年	—	—	2月水温:-2～20℃※2 8月水温:16～29℃※2
塩分	区分なし	通年	—	—	23.7 以下※2
COD	区分なし	通年	—	—	2.2 mg/L 以下※2
波※1	区分なし	通年	—	—	1.0 $H_{L/g}$・m 以下※2

※1　波は漁港設計沖波1／3最大波高
※2 藻場分布とその場所の平均値から求められた許容範囲

「海の自然再生ハンドブック -その計画・技術・実践－　第３巻　藻場編」(海の自然再生ワーキンググループ、H15)より作成

【マクサ】

項目	生活史段階	時期	生存下限値	生存上限値	適条件
水温	区分なし	通年	—	—	2月水温:2～19℃※2 8月水温:20～28℃※2
塩分	区分なし	通年	—	—	28.5 以下※2
COD	区分なし	通年	—	—	1.7 mg/L 以下※2
波※1	区分なし	通年	—	—	1.0 $H_{L/g}$・m 以下※2

※1 波は漁港設計沖波1／3最大波高
※2 藻場分布とその場所の平均値から求められた許容範囲

「海の自然再生ハンドブック -その計画・技術・実践－ 第 3 巻 藻場編」(海の自然再生ワーキンググループ、H15)より作成

【オバクサ】

項目	生活史段階	時期	生存下限値	生存上限値	適条件
水温	区分なし	通年	—	—	2月水温:2～19℃※2 8月水温:20～28℃※2
塩分	区分なし	通年	—	—	16.8 以下※2
COD	区分なし	通年	—	—	1.3 mg/L 以下※2
波※1	区分なし	通年	—	—	1.0 $H_{L/g}$・m 以下※2

※1 波は漁港設計沖波1／3最大波高
※2 藻場分布とその場所の平均値から求められた許容範囲

「海の自然再生ハンドブック -その計画・技術・実践－ 第 3 巻 藻場編」(海の自然再生ワーキンググループ、H15)より作成

2 海草(アマモ)の生育条件、生育阻害条件

本章では、アマモの生育条件や生育阻害条件を示します。ただし、**これらの条件は地域によって異なることが知られています**。そのため、ここで示されている条件に完全に適合しない場合でも生育する可能性や生育阻害が起こる可能性があることに留意し、**あくまでも目安として活用してください**。

【水温】

生活史の段階	概要	出典
区分なし	日本各地のアマモの分布地域とその場所の水温の月平均値から求めた許容範囲： 2 月(月平均値) -2～16℃ 8 月(月平均値) 16～28℃	1)
	アマモ場造成に適した水温の上限値は月平均値で 28℃付近であり、下限値についてはアマモの生育帯が氷結しない限りは特に問題はない	2)
種子の発芽	発芽に好適な温度：5～10℃(温度一定の室内実験)	3)

【塩分】

生活史の段階	概要	出典
区分なし	日本各地のアマモの分布地域とその場所の塩分の月平均値から求めた許容範囲： 下限値(月平均値) 23.7	1)
	アマモ場造成に適した塩分:17～34(塩分一定の室内実験)	2)

【光量】

生活史の段階	概要	出典
区分なし	アマモ場分布下限年平均光量：2.5E/m^2/日	1）
	アマモの分布下限水深: 分布下限水深 ＝ 年間平均透明度 ÷ 0.95	4）

【溶存酸素】

生活史の段階	概要	出典
区分なし	夏季において、無酸素状態が５日程度継続した海域でアマモ場が消滅した事例が報告されている	5）
種子の発芽	溶存酸素濃度が低くなると、種子の発芽が促進される	6）

【底質】

生活史の段階	概要	出典
区分なし	アマモの生育によい粒度組成： シルト以下が 30%以下、細砂以下が 80～100%	1）
	1mm 前後のふるいなどを使い、ふるいの上に砂が半分以上残るような場所は粗すぎて適していない また、人が立って足が沈み込むような場所は細かすぎて適していない	7）

【砂面変動】

生活史の段階	概要	出典
区分なし	海底土壌の堆積・洗堀に伴う地盤高の上下変動（砂面変動）が月に±10cm 以上あるとアマモの定着は困難	7）

【競合生物】

生活史の段階	概要	出典
区分なし	アマモの株密度は、アオサ類の増加時に減少する傾向にある 特に、種子から発芽したばかりのアマモは、アオサ類が覆いかぶさることで影響を受けやすい	8）
	ホトトギスガイが増殖した場所では、足糸により個体どうしが連結し、マットのように海底を覆いつくすため、アマモの生育を阻害する	9）

【食害生物】

生活史の段階	概要	出典
区分なし	アメフラシ、ウニ、巻貝、アイゴ、ブダイ、カワハギなどによって食害が起こる場合がある	7）

【参考文献】

1） 海の自然再生ワーキンググループ（2003）：海の自然再生ハンドブック　－その計画･技術･実践－ 第３巻 藻場編, 株式会社ぎょうせい.

2） 川崎 保夫, 石川 雄介, 丸山 康樹（1990）：アマモ場造成の適地選定法, 沿岸海洋研究, 27(2), 136-145.

3） 川崎 保夫, 飯塚 貞二, 後藤 弘, 寺脇 利信, 下茂 繁（1986）：アマモへの温度の影響Ⅰ. 発芽と発芽体の生長, 電力中央研究所報告, U485028, 18-.

4） 環境省（2018）：沿岸透明度の目標設定ガイドライン.

5） Plus, M., Deslous-Paoli, J. M., & Dagault, F（2003）：Seagrass (Zostera marina L.) bed recolonisation after anoxia-induced full mortality, Aquatic botany, 77(2), 121-134.

6） 川崎 保夫, 飯塚 貞二, 後藤 弘, 寺脇 利信, 渡辺 康憲, 菊池 弘太郎（1988）：アマモ場造成法に関する研究, 電力中央研究所･総合報告, U14, 231-.

7） 水産庁･マリノフォーラム 21,（2007）：アマモ類の自然再生ガイドライン.

8） 杉本 憲司, 平岡 喜代典, 太田 誠二, 新村 陽子, 寺脇 利信, 岡田 光正（2006）：アオサ類の堆積によるアマモ場への影響, 水環境学会誌, 29(5), 269-273.

9） 細澤 豪志, 國井 秀伸, 中村 幹雄, 尾島 徹哉, 杉山 ゆかり, 山口 啓子（2015）：島根県大橋川におけるホトトギスガイ（*Arcuatula senhousia* Benson）個体群の空間分布とその時間的変化, 日本ベントス学会誌, 70(1), 1-12.

3　沿岸域の種類と必要な手続きについての連絡先

藻場再生・創出活動を行う際には、事前にどのような手続きが必要になるかを知っておかなければなりません。再生・創出活動を実施する沿岸域は、区域によって作業時の手続き内容が異なります。下表に、主な沿岸域の種類と主な手続きの概要を示します。

ただし、必要な手続きの種類は作業内容や規模などによって異なるため、作業を実施する際は、次のページに示す連絡先へ確認し、指示に従って手続きを進めてください。

主な沿岸域の種類及び必要な手続きの概要

区域	手続き方法の概要	参考
港則法に基づく区域	・潜水など海上において作業、行事などを行う場合は、区域の種類や作業内容により許可又は届出が必要な場合があるため、管轄の海上保安庁のHP・担当窓口などで必要な手続きを確認する。 ・許可申請の例：港則法に基づく工事作業許可申請、海上交通安全法に基づく工事作業許可申請 ※海上保安庁への手続きについては、資料編**「6　海上保安部への手続き、区域 Map」**参照	A）
港湾区域	・工作物の設置、土砂採取や土地の改変などを行う場合は許可が必要となる場合があるため、事前に管轄の土木事務所・港管理事務所で必要な手続きを確認する。 ・許可申請の例：港湾区域等における占用等に関する規則に基づく許可申請	－
漁港区域	・工作物の設置、土砂採取や土地の改変などを行う場合は許可が必要となる場合があるため、事前に管轄の農林水産振興事務所で必要な手続きを確認する。 ・許可申請の例：漁港区域内における行為許可申請書	－
海岸保全区域	・工作物の設置、土砂採取や土地の改変などを行う場合は許可が必要となる場合があるため、事前に以下の管轄事務所に確認する。 ・漁　港　海　岸　→　県管理漁港：農林水産振興事務所 市町管理漁港：農林水産担当部署 ・農　地　海　岸　→　土地改良事務所 ・上記以外の海岸　→　神戸市（東灘区～須磨区）　→　神戸港管理事務所 神戸市（垂水区）　→　姫路河川国道事務所 土木事務所又は港管理事務所	－
保護水面	・保護水面では一切の水産動植物の採捕が禁止されており、保護水面の区域内では埋立や浚渫などの工事もしくは水路や河川の流量や水位の変更をきたす工事を行う場合には、管理者の許可を得なければならない。	B）

※1　作業内容によって手続きの要否、内容が変化するため、具体的な手続きについては管理者などへ確認が必要である
※2　各区域の設定状況などについては、次のページに示すように「海しる / MSIL」から確認が可能である
海しる / MSIL（https://www.msil.go.jp/msil/htm/topwindow.html）

A）令和5年度閉鎖性海域における藻場・干潟のブルーカーボン機能把握調査業務報告書（環境省、R6）
B）水産資源保護法 法令文（1952 年 6 月 16 日施行）

沿岸域の種類、必要な手続きについての連絡先一覧

区域	事務所名	課名	管轄	電話番号	FAX 番号
港湾区域 海岸保全区域 （その他海岸）	阪神南県民センター 尼崎港管理事務所	業務管理課	尼崎市、西宮市、 芦屋市	06-6412-1362	06-6413-1090
	神戸市港湾局 神戸港管理事務所	－	神戸市 （東灘区～須磨区）	078-304-2500	－
	国土交通省　近畿地方整備局　姫路河川国道事務所　東播海岸出張所	－	明石市（大蔵地区） 神戸市（垂水区）	078-911-6011	078-911-7433
	東播磨県民局 加古川土木事務所	管理第２課	明石市（大蔵地区以外）、加古川市、 高砂市、播磨町	079-421-9375	079-421-1213
	中播磨県民センター 姫路港管理事務所	業務管理課	姫路市	079-235-1895	079-233-5055
	西播磨県民局 光都土木事務所	管理課	相生市、赤穂市	0791-58-2235	0791-58-2321
	西播磨県民局 龍野土木事務所	管理課	たつの市	0791-63-5207	0791-63-2958
	但馬県民局 豊岡土木事務所	管理課	豊岡市	0796-26-3741	0796-24-5593
	但馬県民局 新温泉土木事務所	管理課	香美町、新温泉町	0796-82-5680	0796-82-3988
	淡路県民局 洲本土木事務所	管理第２課	淡路市、洲本市、 南あわじ市	0799-26-3228	0799-24-4513
漁港区域 海岸保全区域 （漁港海岸）	東播磨県民局 加古川農林水産振興事務所※	管理課	神戸市、明石市、播磨町	079-421-9146	079-421-4056
	中播磨県民センター 姫路農林水産振興事務所※	管理課	姫路市、相生市、たつの市、赤穂市	079-281-9267	079-222-9943
	淡路県民局 洲本農林水産振興事務所※	管理課	淡路市、洲本市、南あわじ市	0799-26-2037	0799-22-1443
	但馬県民局 但馬水産事務所注）	管理課	豊岡市、香美町、新温泉町	0796-36-1153	0796-37-0867
海岸保全区域 （農地海岸）	一旦、兵庫県環境部 水大気課里海再生班（078-362-3468）にお問い合わせください。				

（令和７年３月時点）

※　兵庫県管理ではない漁港もありますが、県事務所へ問い合わせください

保護水面にかかる連絡先

事務所名	課名	管轄	電話番号	FAX 番号
兵庫県農林水産部	水産漁港課	洲本市、南あわじ市	078-362-3478	078-362-3920

（令和７年３月時点）

稚魚育成場にかかる連絡先

事務所名	課名	管轄	電話番号	FAX 番号
兵庫県農林水産部	水産漁港課	明石市、南あわじ市、淡路市	078-362-3478	078-362-3920

（令和７年３月時点）



海しるの利用例（淡路島西部）

4　漁業権者との調整についての連絡先

漁業権とは、漁業法で規定されている特定の範囲において排他的に漁業を行うことができる権利です。特に共同漁業権、区画漁業権の設定区域内などで、再生・創出活動を実施する場合は漁業権者（漁業協同組合など）との調整が必要となる可能性があります。

漁業権の設定区域、調整事項などについては、p.資-16 に示す連絡先に確認し、指示に従って調整を進めてください。

漁業権については、区域変更や新規設定している可能性があるため、必ず県民局などに確認をとるようにしてください。

なお、共同漁業権及び区画漁業権については、「海しる / MSIL」及び「兵庫の海釣り」からも確認できます。利用例を **p.資-16、資-17** に示します。

海しる / MSIL（https://www.msil.go.jp/msil/htm/topwindow.html）
兵庫の海釣り（https://www.hyogo-suigi.jp/fishing/）

参考として、令和 5 年 2 月に告示された共同漁業権、区画漁業権の漁業権漁場図及び漁業権者一覧を資料編**「5　漁業権の設定区域 Map、漁業権者一覧」**に示しています。

また、海藻の花枝や栄養株を採取する際は、各都道府県の漁業調整規則にも注意が必要です。漁業調整規則では、ウナギ、アワビ、ナマコ、ワカメなど特定の水産動植物について、一定の体長に満たない個体や、指定期間内の採捕を禁止するなど、様々な規制が設けられています。海藻の採取について、兵庫県では規制が設けられていませんが（令和 7 年 4 月時点）、**他の都道府県では漁業調整規則により禁止されている場合**があります。花枝や栄養株を採取する場合は、事前に各都道府県の漁業調整規則を確認してください。兵庫県においても最新の情報を確認するようにしてください。

各漁業権の概要と注意事項

区分	概要	設定区域内での注意事項
第１種 共同漁業権	対象となっている水産動植物(ワカメなどの藻類、アワビなどの貝類、イセエビ、マダコ、ウニなど)を漁業権者が排他的に採捕して漁業を営む権利	一般の方が、漁業権者の同意なしに指定された水産動植物を採捕することは禁止されています。
第２種 共同漁業権	刺網などの網漁具を移動しないように設置して、水産動植物を採捕できる権利	第2種共同漁業権の設定区域内では、刺網や小型の定置網など固定式の漁具が敷設されています。網を切るなどのトラブルや人命に関わる事故の原因となりますので、海面に旗や浮き(ブイ)がある付近に近づかないようにしましょう。また、漁具への係船は絶対しないでください。
第３種 共同漁業権 (つきいそ漁業等)	人工的につくった魚礁に集まった魚などを漁業権者が採捕する漁業及び地びき網漁業を排他的に営む権利	当該漁業権内でつきいそ漁業(一本釣漁業)及び地びき網漁業を妨げるような行為は禁止されています。
区画漁業権	区画漁業(＝養殖業)を営む権利 兵庫県海面では、ノリ・ワカメ、カキ・アサリ、タイ・ハマチなどの養殖が営まれている	区画漁業権の設定されている区域内には、養殖が行われている期間中、多くの養殖施設が敷設されています。養殖施設を破損するなどのトラブルや人命に関わる事故の原因となりますので、養殖施設には近づかないようにしてください。また、養殖施設への係船は絶対しないでください。
定置漁業権	大型の定置網を長期間、一定の場所に設置して行う漁業を営む権利 ※兵庫県では、日本海側にのみ設定	定置漁業権の設定区域内は、区画漁業権の設定区域と同様に、大型の漁具が敷設されています。漁具を破損するなどのトラブルや人命に関わる事故の原因となりますので、設置された漁具施設には近づかないようにしてください。また、漁具への係船は絶対しないでください。

兵庫の海釣り – 漁業権について(https://www.hyogo-suigi.jp/fishing/right/)より作成

漁業権についての連絡先一覧

事務所名	課名	管轄	電話番号	FAX 番号
兵庫県環境部	水大気課 里海再生班	尼崎市注)、西宮市注)、芦屋市注)	078-362-3468	078-362-3966
兵庫県農林水産部	水産漁港課	神戸市、明石市、加古川市、高砂市、播磨町、姫路市、相生市、たつの市、赤穂市、淡路市、洲本市、南あわじ市、豊岡市、香美町、新温泉町	078-362-3476	078-362-3920
東播磨県民局 加古川農林水産振興事務所	水産漁港課	神戸市、明石市、加古川市、高砂市、播磨町	079-421-9162	079-421-4056
中播磨県民センター 姫路農林水産振興事務所	水産課	姫路市、相生市、たつの市、赤穂市	079-281-9295	079-222-9943
淡路県民局 洲本農林水産振興事務所	水産課	淡路市、洲本市、南あわじ市	0799-26-2106	0799-22-1443
但馬県民局 但馬水産事務所	水産課	豊岡市、香美町、新温泉町	0796-36-1153	0796-37-0867

（令和７年３月時点）

注)漁業権は設定されていないが、調整が必要となる可能性がある

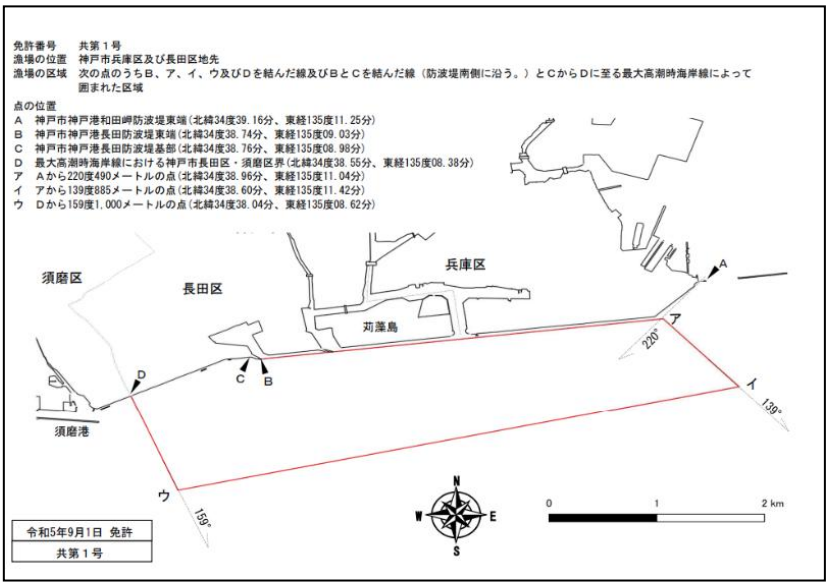




海しるの利用例（明石海峡周辺）







兵庫の海釣りの利用例（共第1号　神戸市兵庫区及び長田区地先）

5　漁業権の設定区域 Map、漁業権者一覧

(1)漁業権漁場図

共同漁業権及び区画漁業権について、令和 5 年 2 月に告示された漁業権漁場図を示します。

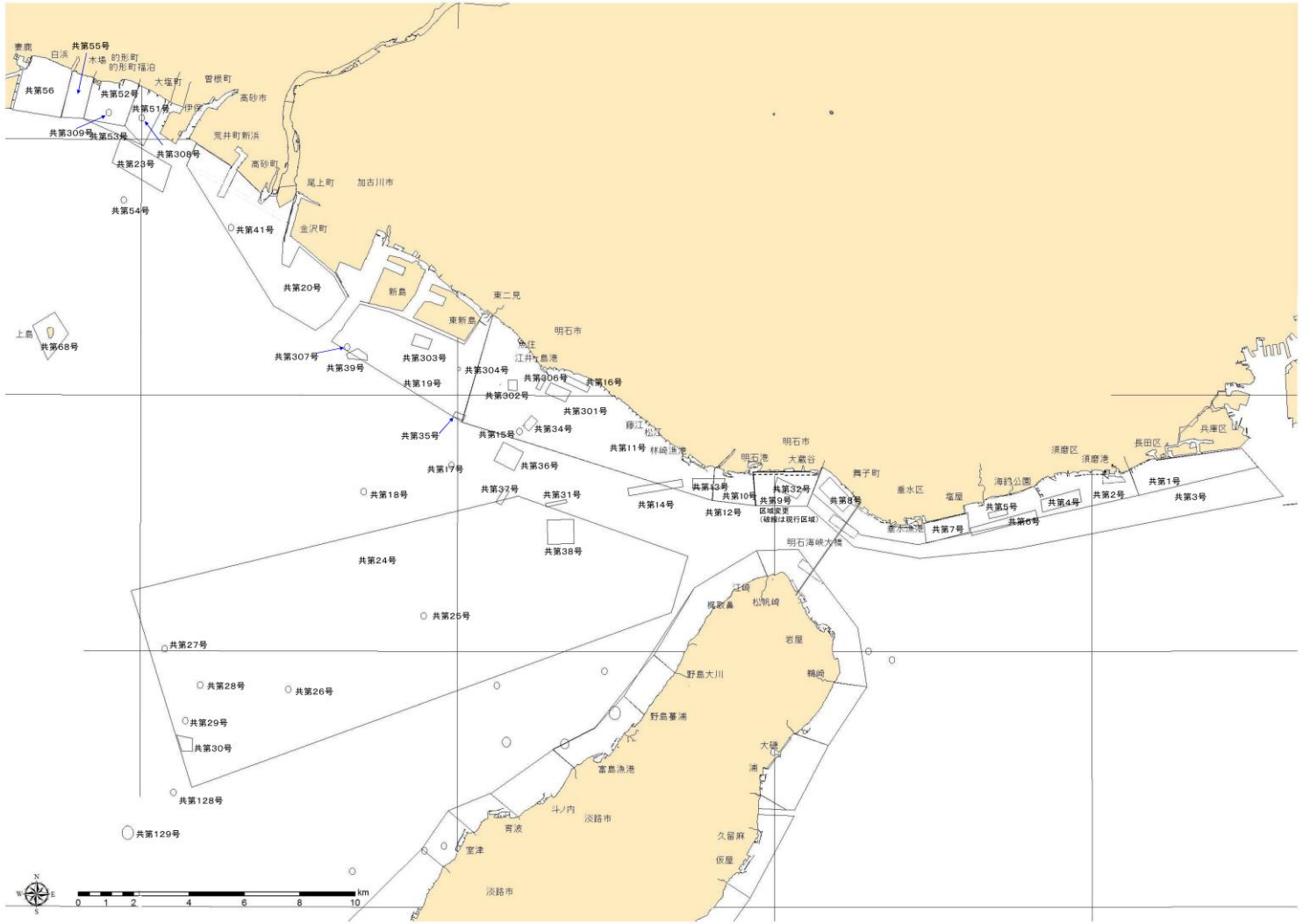
漁業権については、区域変更や新規設定している可能性があるため、必ず県民局などに確認をとるようにしてください。

瀬　戸　内　海　海　区

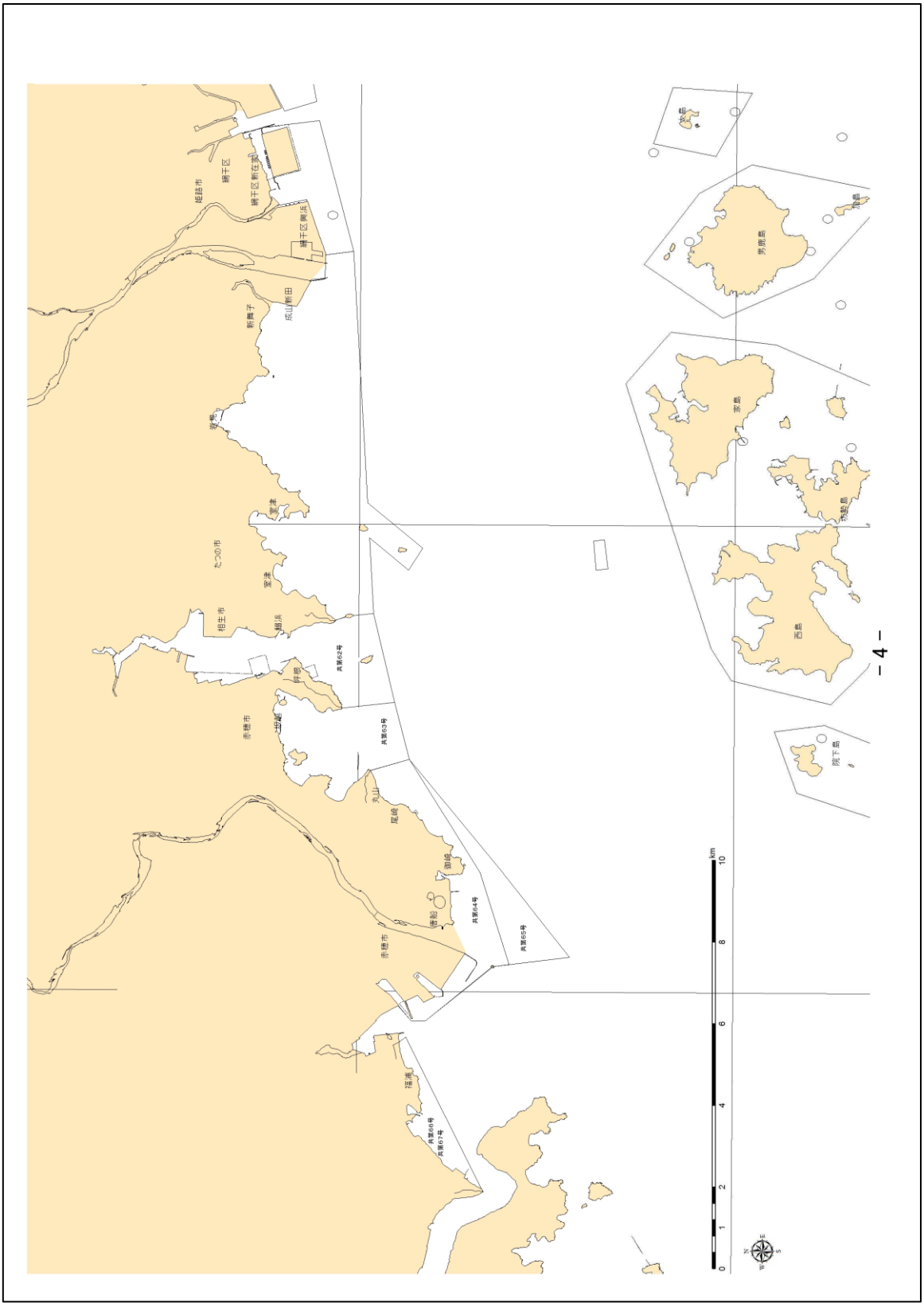
共　同　漁　業　の　漁　場　図

令和５年２月

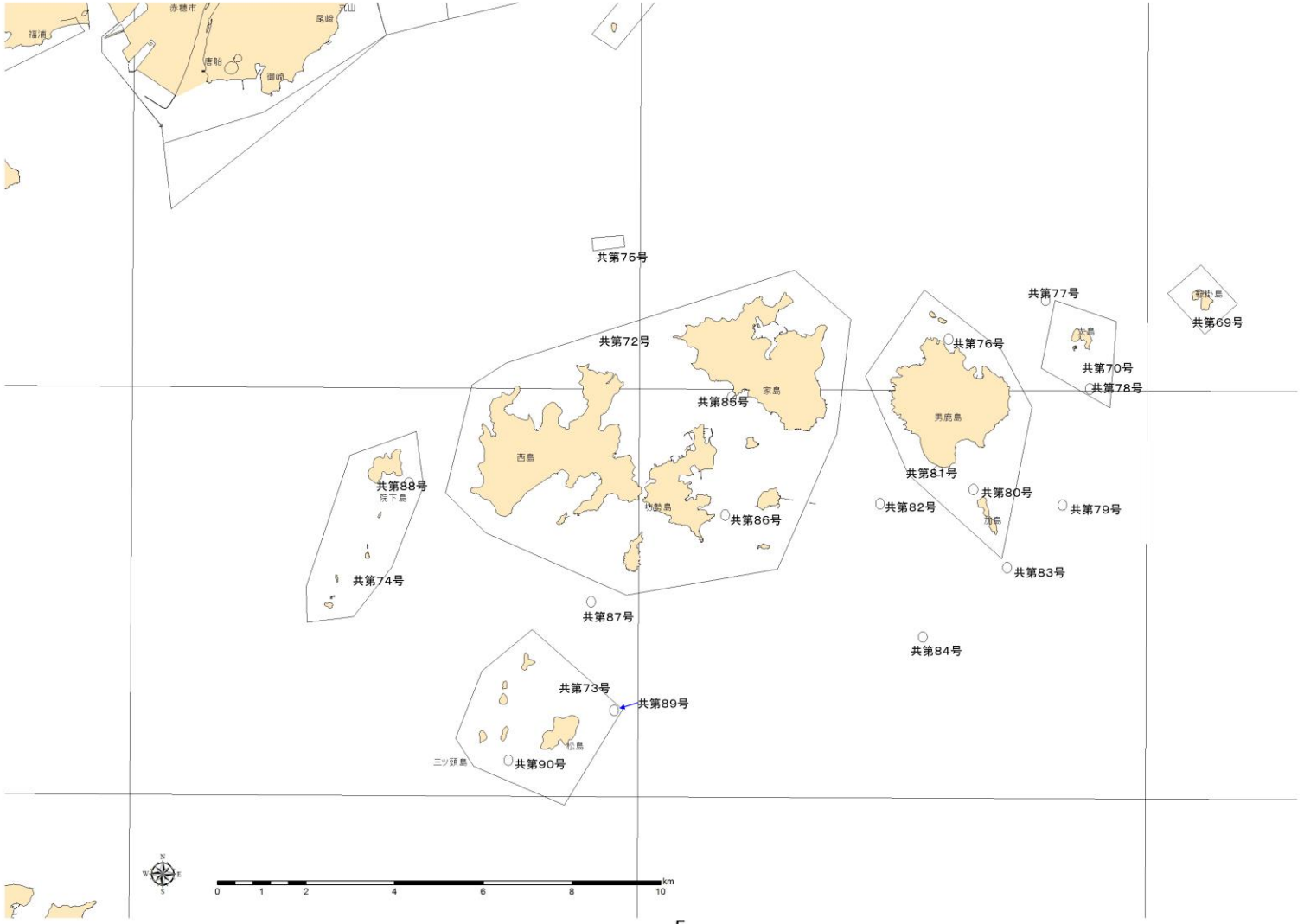
兵庫県農林水産部水産漁港課

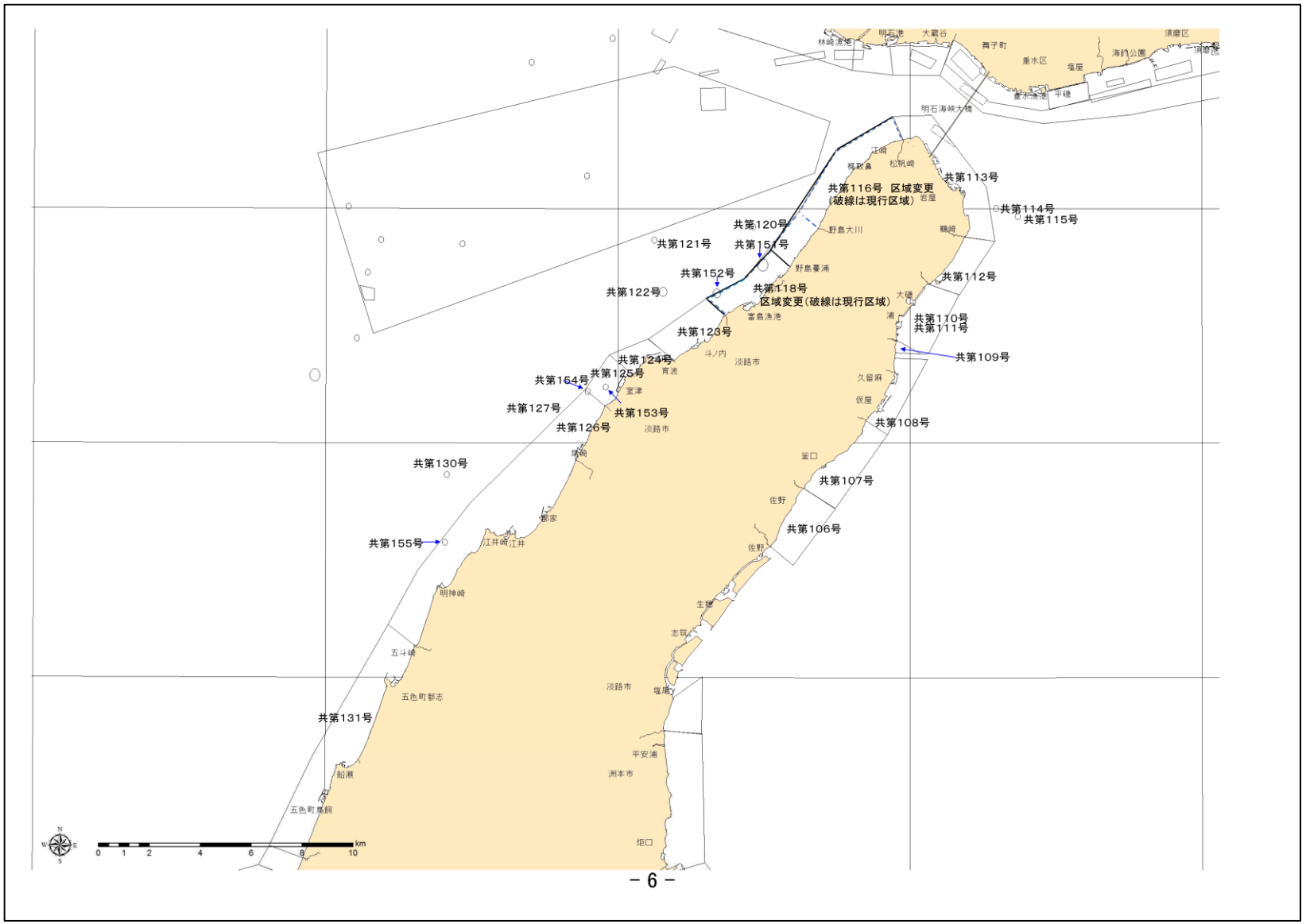

共第55号
共第56
共第52号
共第51号
共第309号
共第53号
共第308号
共第23号
共第54号
共第41号
共第20号
共第68号
共第307号
共第39号
共第303号
共第304号
共第306号
共第16号
共第19号
共第302号
共第301号
共第35号
共第15号
共第34号
共第11号
共第17号
共第36号
共第18号
共第37号
共第31号
共第14号
共第43号
共第10号
共第9号
共第32号
共第12号
共第8号
共第7号
共第5号
共第4号
共第6号
共第2号
共第1号
共第3号
共第38号
共第24号
共第25号
共第27号
共第28号
共第26号
共第29号
共第30号
共第128号
共第129号
明石市
明石海峡大橋
淡路市
km

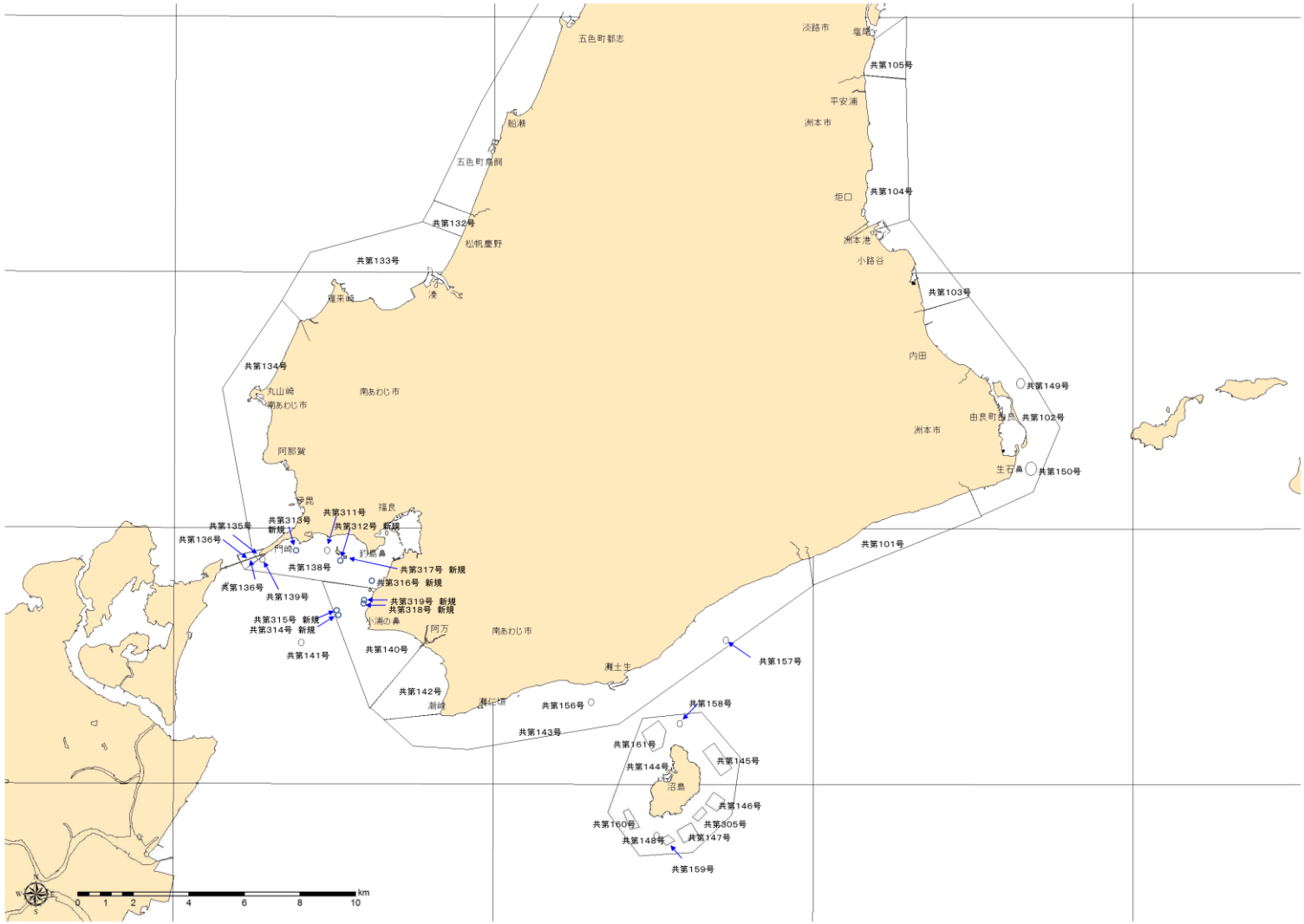

姫路市
新日本製鐵
姫路市
網干区
網干区新在家
網干区興浜
新舞子
成山新田
共第91号
共第59号
共第60号
共第310号
共第61－2号
（東西で分割）
共第61-1号
（東西で分割）
広畑区
飾磨区中島
妻鹿
妻鹿
白浜
木場
的形町
的形町福泊
白浜町潟浜
共第57号
共第58号
大塩町
伊保
曽根町
高井町新浜
相生市
たつの市
室津
室津
網浜
家島
男鹿島
西島
坊勢島
沖島
上島
N
W
E
S
0
1
2
4
6
8
10
km


姫路市
網干区
網干区新在家
網干区興浜
成山新田
新舞子
室津
たつの市
室津
相生市
御津
共第62号
苅屋
赤穂市
坂越
共第63号
丸山
尾崎
御崎
津船
赤穂市
共第64号
共第65号
福浦
共第66号
共第67号
沓島
男鹿島
加島
家島
坊勢島
西島
院下島
km
0
1
2
4
6
8
10
N
W
E
S

－4－


赤穂市
福浦
尾崎
丸山
唐船
御崎
共第75号
共第72号
共第77号
野牡島
共第69号
共第76号
共第70号
共第78号
家島
共第85号
男鹿島
西島
共第88号
院下島
共第81号
共第80号
共第82号
坊勢島
共第86号
加島
共第79号
共第74号
共第83号
共第87号
共第84号
共第73号
共第89号
松島
三ツ頭島
共第90号
N
W
E
S
0
1
2
4
6
8
10
km


共第109号
共第110号
共第111号
共第112号
共第113号
共第114号
共第115号
共第116号 区域変更
（破線は現行区域）
共第118号
区域変更（破線は現行区域）
共第120号
共第121号
共第122号
共第123号
共第124号
共第125号
共第126号
共第127号
共第130号
共第131号
共第151号
共第152号
共第153号
共第154号
共第155号
共第106号
共第107号
共第108号
明石海峡大橋
淡路市
五色町
洲本市
0 1 2 4 6 8 10 km


五色町都志
淡路市
福良丁
共第105号
平安浦
洲本市
船瀬
五色町鳥飼
炬口
共第104号
共第132号
松帆慶野
洲本港
小路谷
共第133号
産采崎
湊
共第103号
内田
共第134号
丸山崎
南あわじ市
南あわじ市
共第149号
由良町由良
共第102号
洲本市
阿部賀
生石鼻
共第150号
伊毘
福良
共第311号
共第313号
新規
共第135号
共第312号
新規
共第136号
内崎
釣鹿鼻
共第101号
共第138号
共第317号
新規
共第136号
共第316号
新規
共第139号
共第319号
新規
共第318号
新規
共第315号
新規
共第314号
新規
小浦の鼻
阿万
南あわじ市
共第141号
共第140号
共第157号
瀬土生
共第142号
潮崎
舞child埼
共第156号
共第158号
共第143号
共第161号
共第144号
共第145号
沼島
共第146号
共第160号
共第305号
共第148号
共第147号
共第159号
W
E
S
0
1
2
4
6
8
10
km

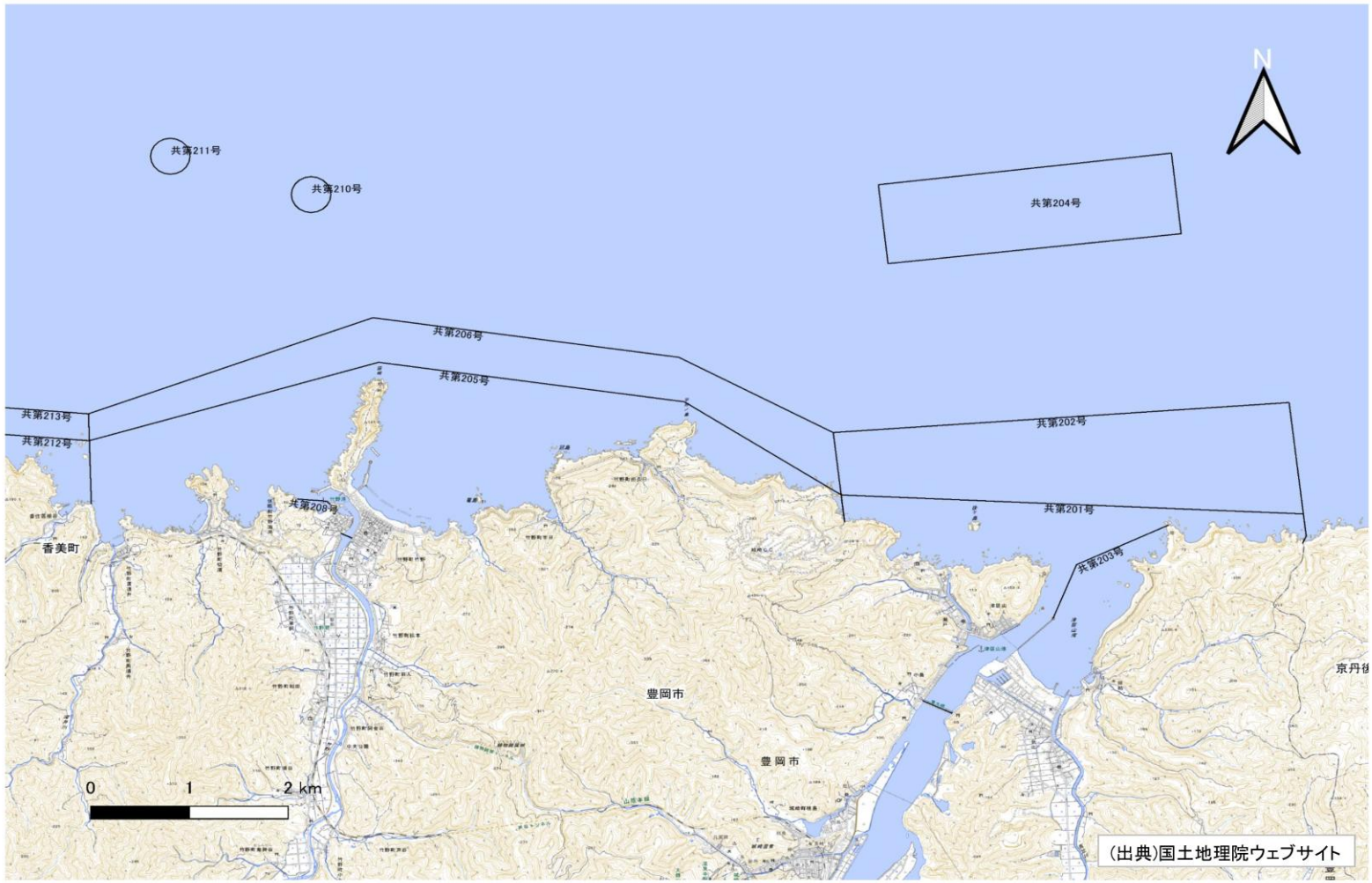
【共同漁業権(日本海海域)】

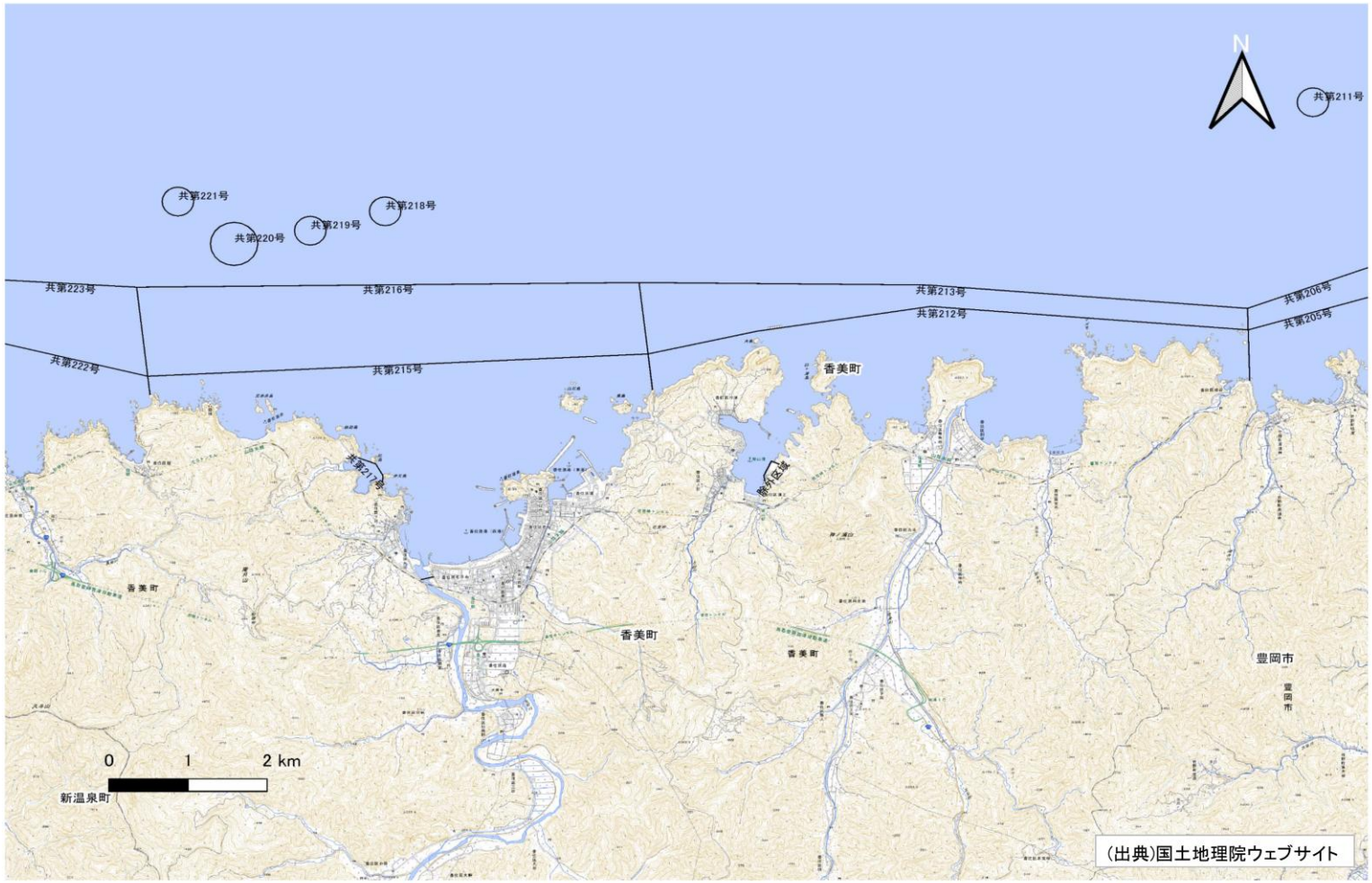
但　馬　海　区

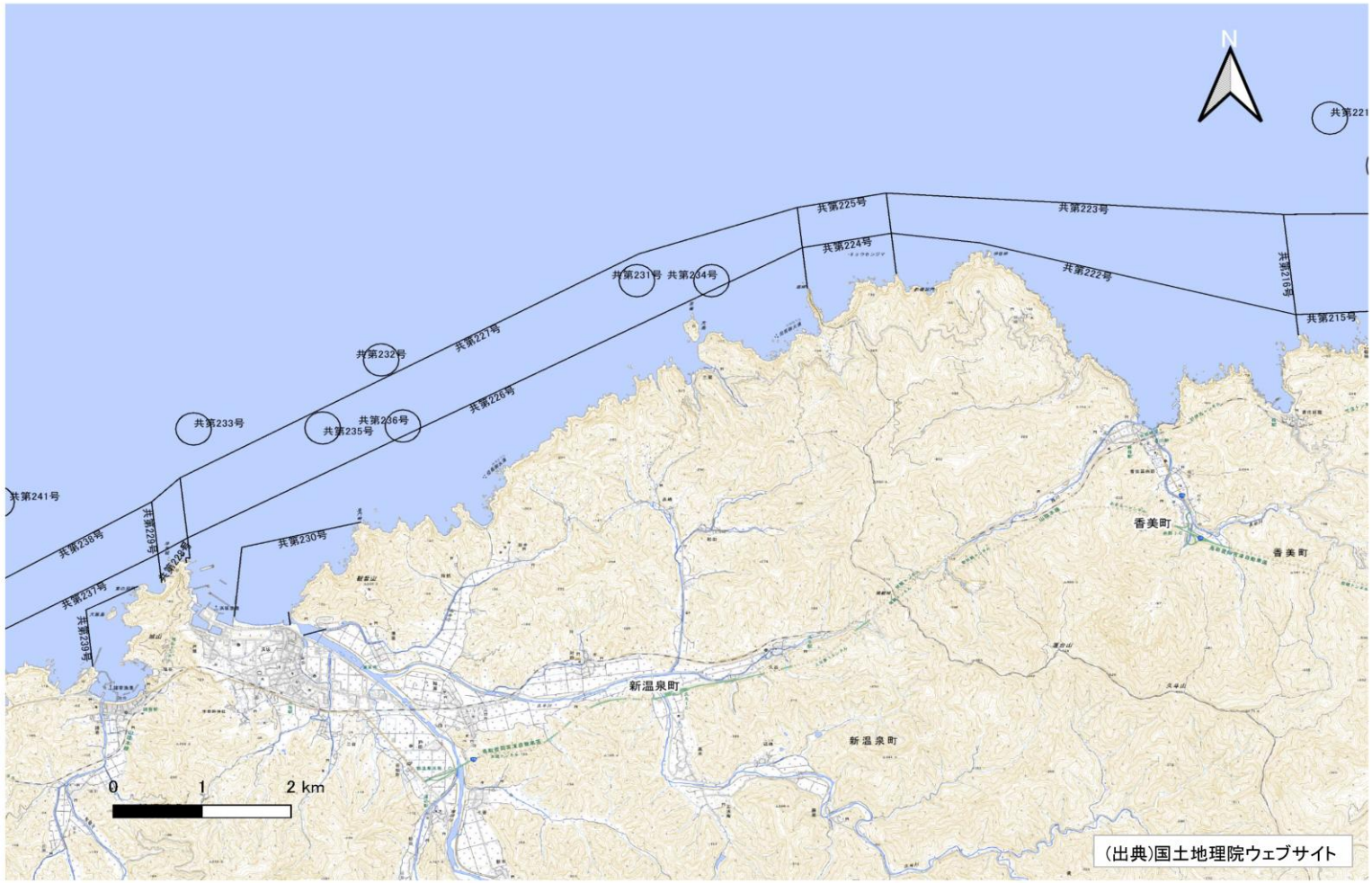
共　同　漁　業　の　漁　場　図

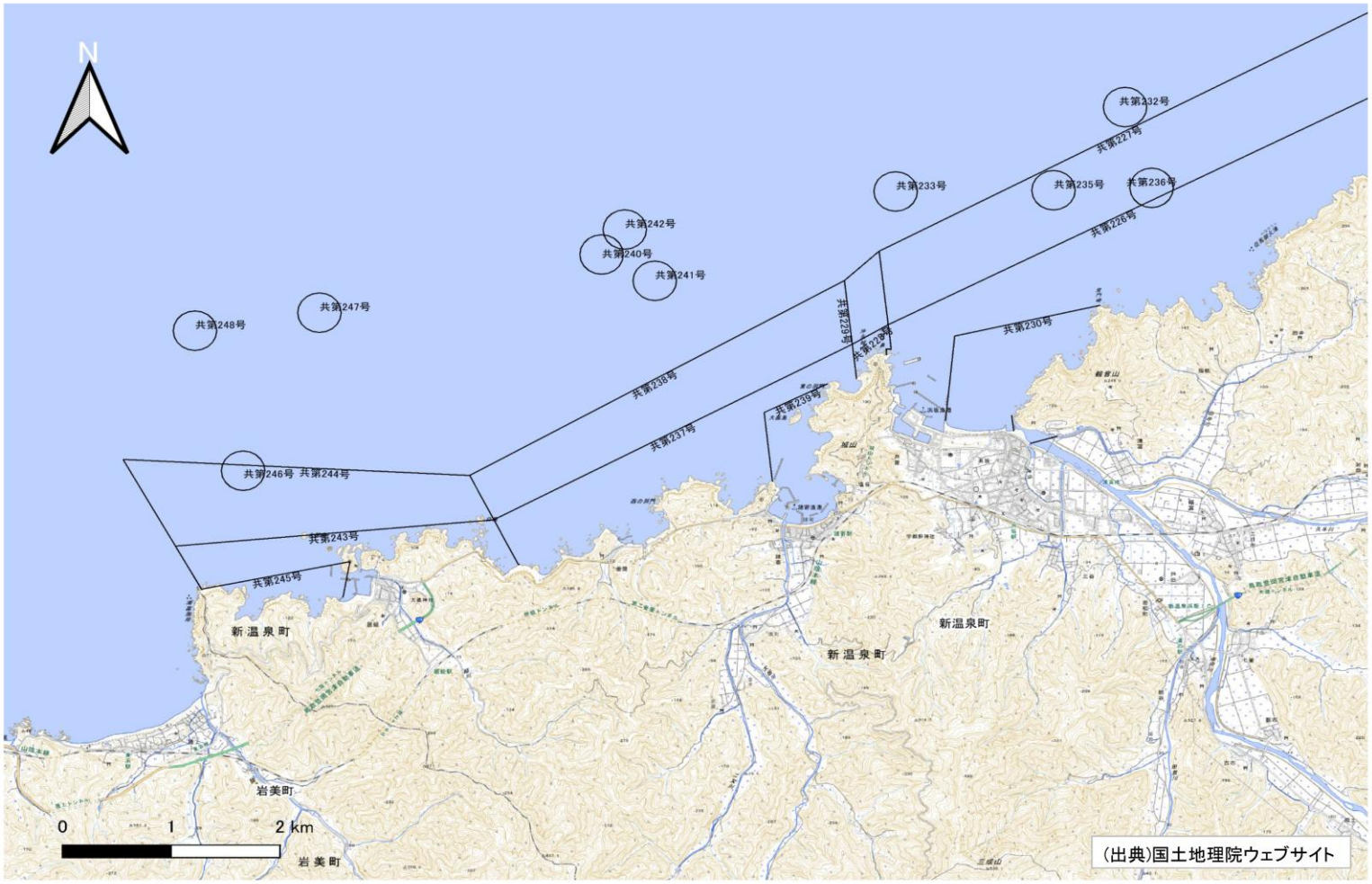
令和５年２月

兵庫県但馬県民局豊岡農林水産振興事務所
但馬水産事務所


N
共第211号
共第210号
共第204号
共第206号
共第205号
共第213号
共第212号
共第208号
共第202号
共第201号
共第203号
香美町
豊岡市
豊 岡 市
0
1
2 km
(出典)国土地理院ウェブサイト


N
共第211号
共第221号
共第218号
共第220号
共第219号
共第223号
共第216号
共第213号
共第212号
共第206号
共第205号
共第222号
共第215号
共第217号
香美町
香美町
香美町
香美町
豊岡市
豊岡市
0
1
2 km
新温泉町
(出典)国土地理院ウェブサイト


N
共第225号
共第223号
共第224号
共第222号
共第231号
共第234号
共第227号
共第232号
共第233号
共第235号
共第236号
共第226号
共第241号
共第238号
共第239号
共第237号
共第228号
共第230号
共第221号
共第216号
共第215号
香美町
香美町
新温泉町
新温泉町
0
1
2 km
(出典)国土地理院ウェブサイト

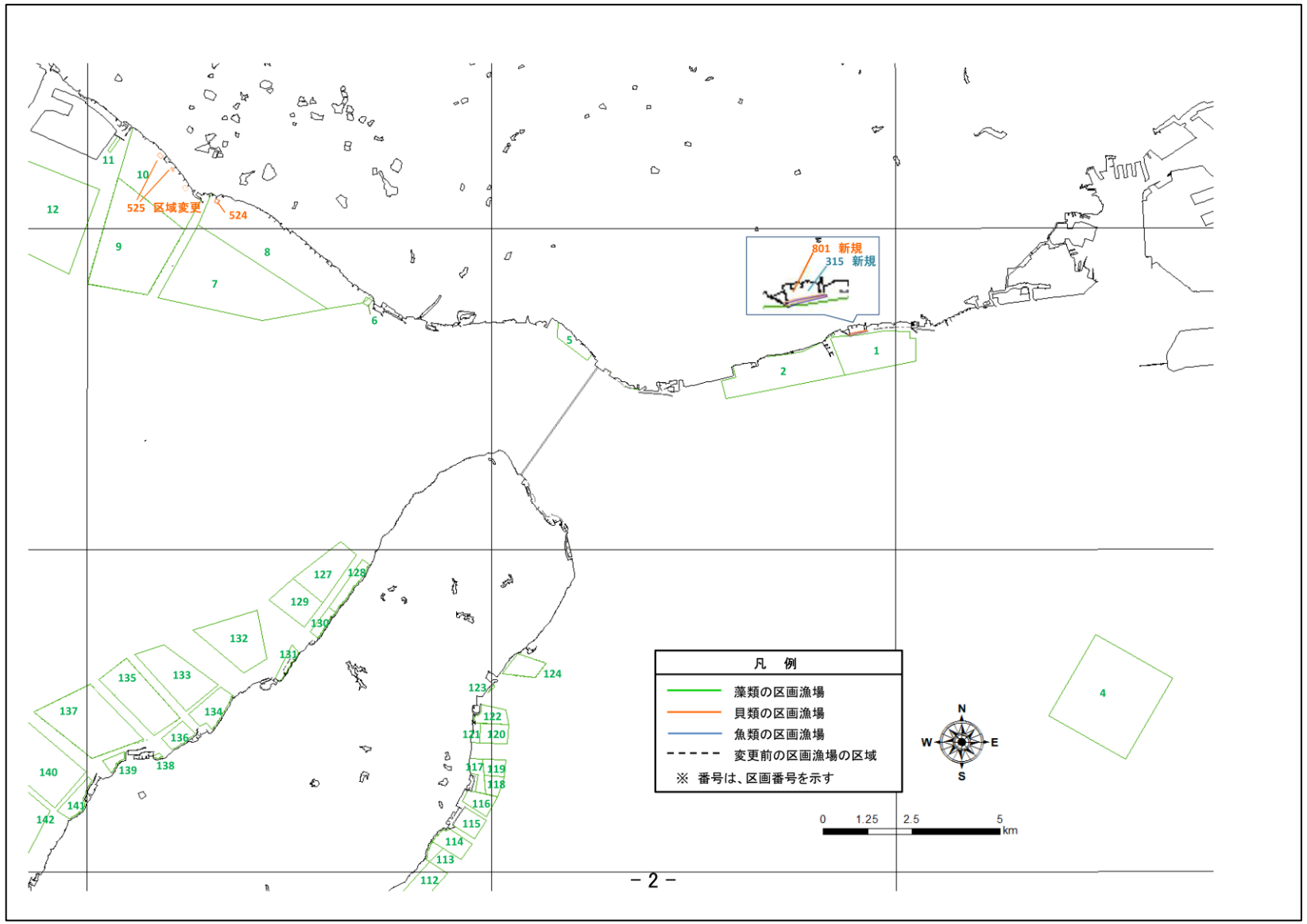

N
共第232号
共第221号
共第233号
共第235号
共第236号
共第226号
共第242号
共第240号
共第241号
共第247号
共第248号
共第230号
共第229号
共第238号
共第239号
共第237号
共第246号
共第244号
共第243号
共第245号
新温泉町
新温泉町
新温泉町
岩美町
岩美町
0
1
2 km
(出典)国土地理院ウェブサイト

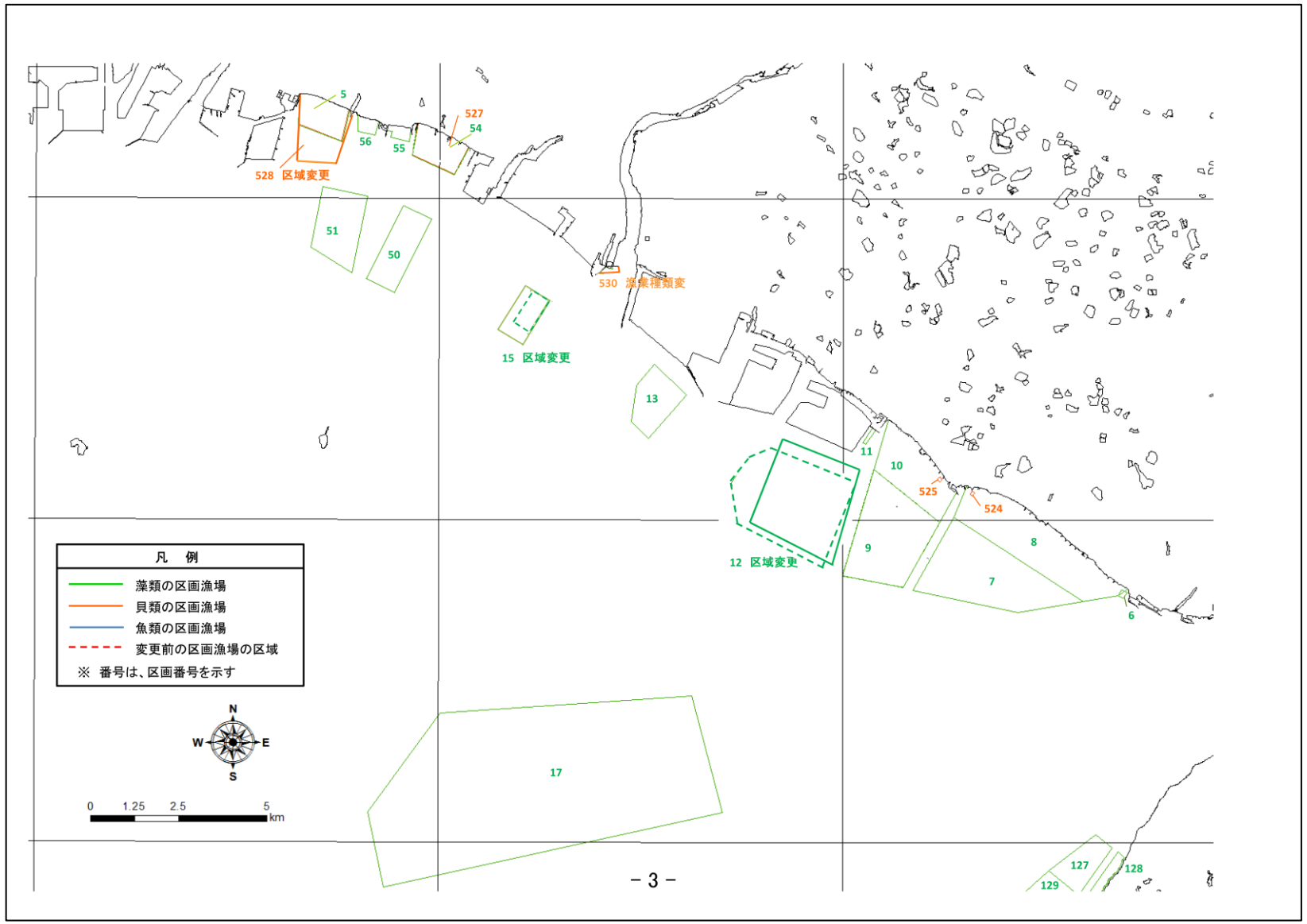
瀬　戸　内　海　海　区

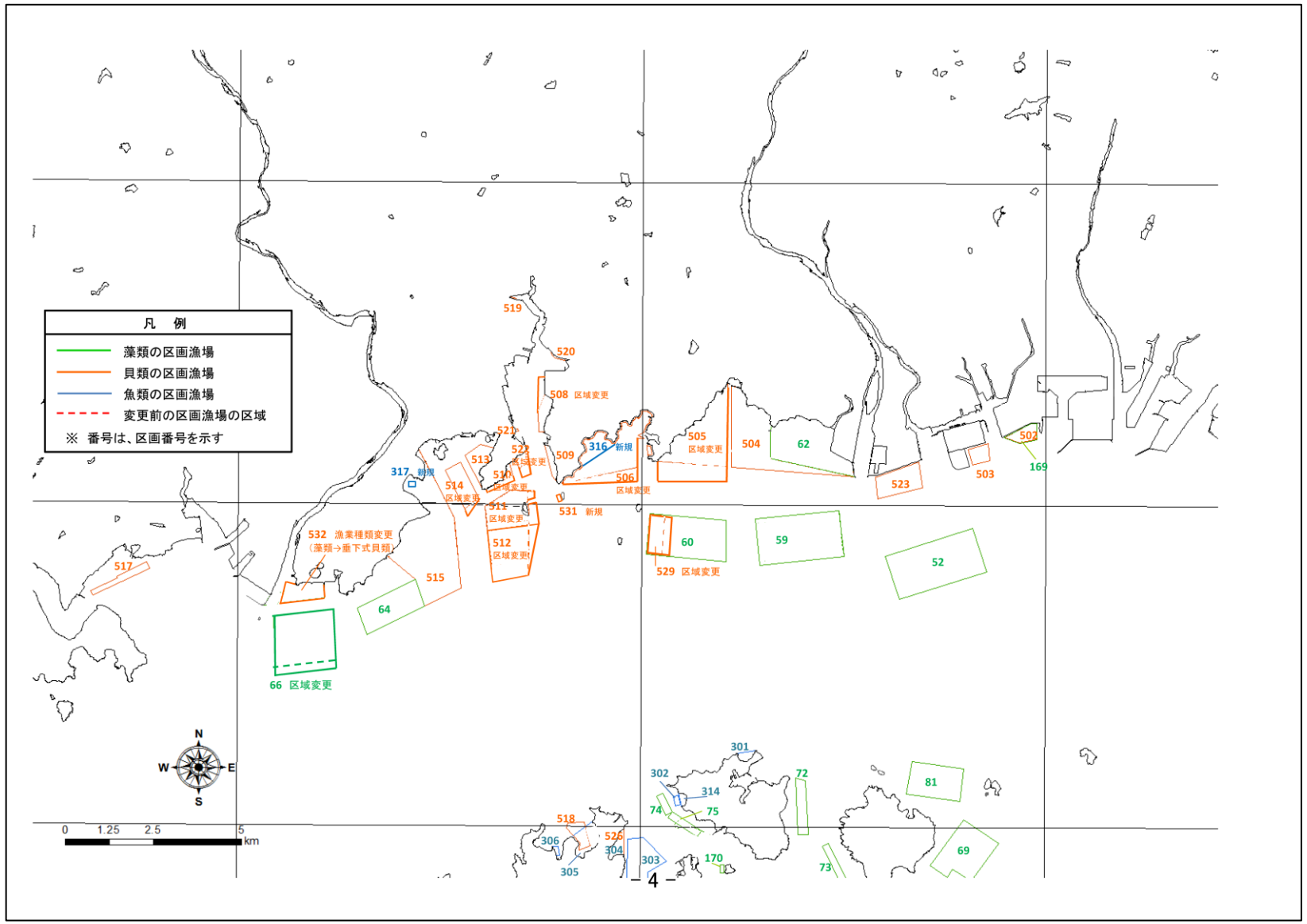
区　画　漁　業　の　漁　場　図

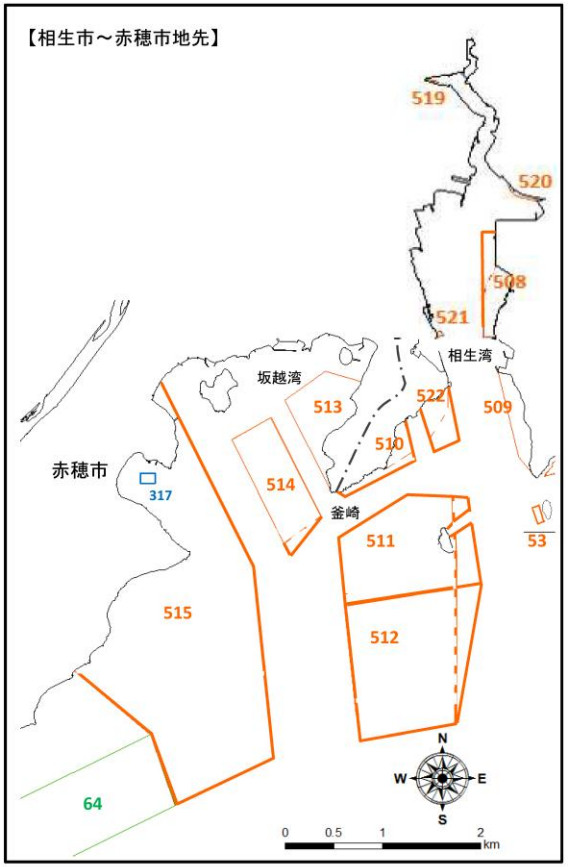
令和５年２月

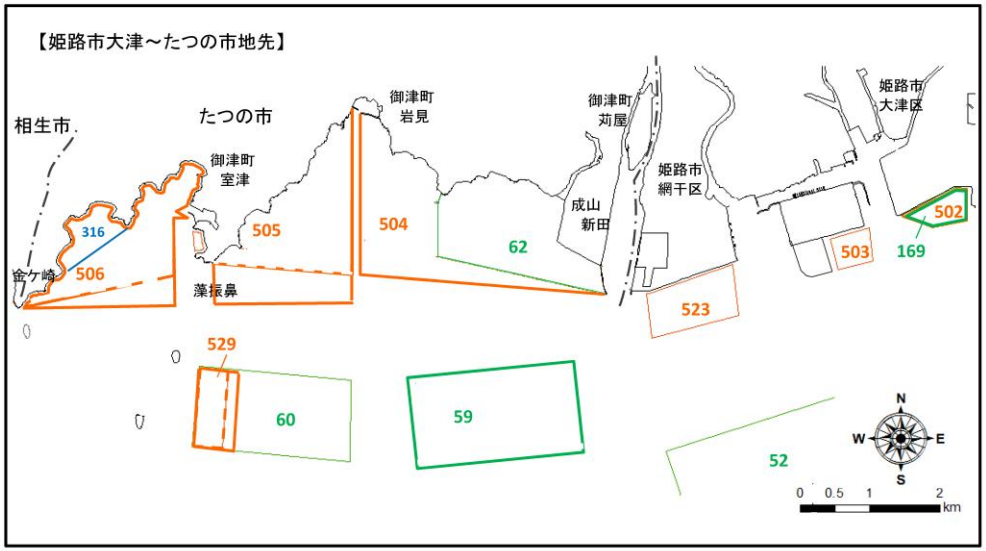
兵庫県農林水産部水産漁港課

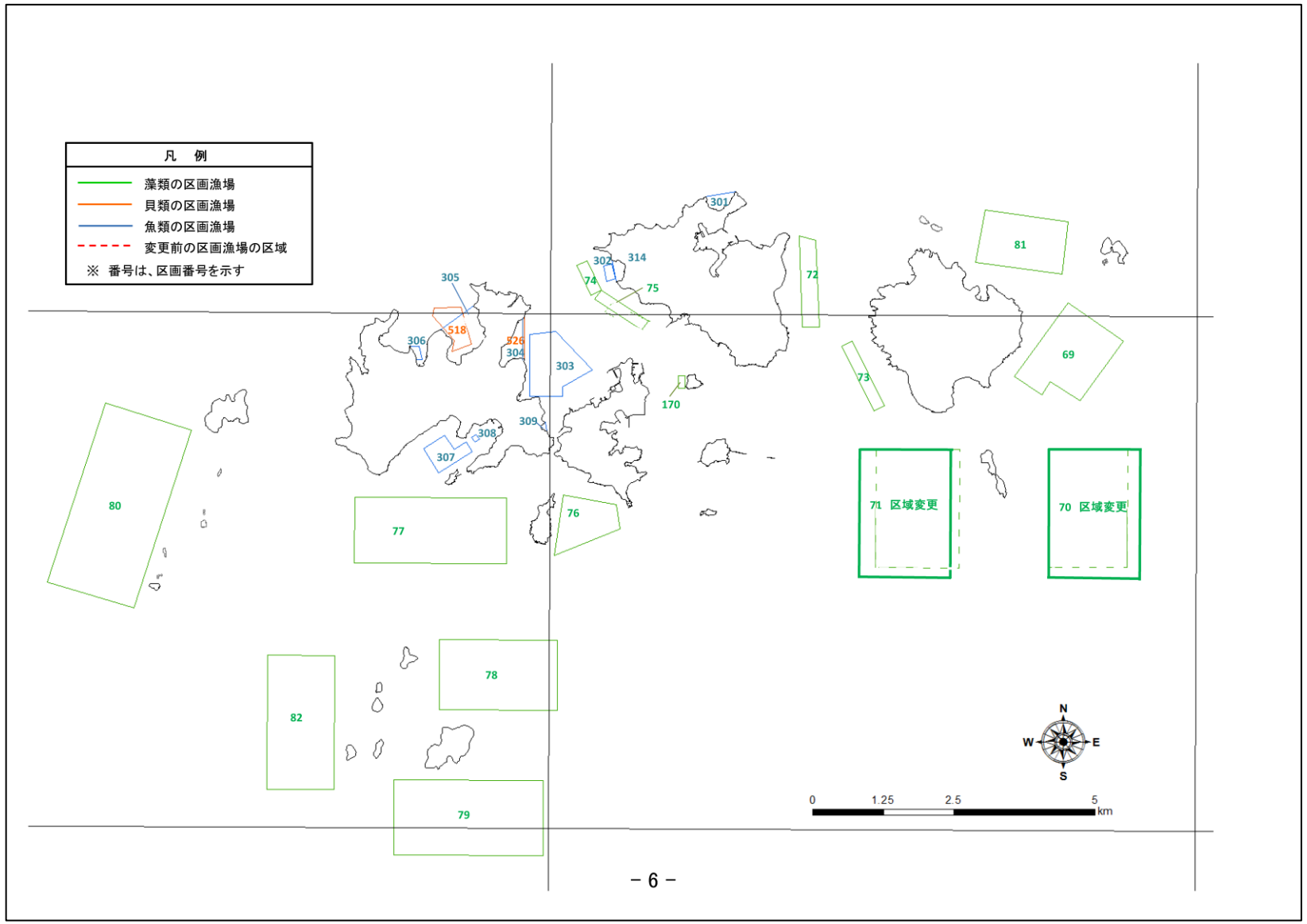

11
10
525 区域変更
524
12
9
8
7
6
5
801 新規
315 新規
1
2
4
127
128
129
130
131
132
133
135
137
134
136
138
139
140
141
142
123
124
122
121
120
117
119
118
116
115
114
113
112
凡　例
藻類の区画漁場
貝類の区画漁場
魚類の区画漁場
変更前の区画漁場の区域
※　番号は、区画番号を示す
N
W
E
S
0
1.25
2.5
5
km

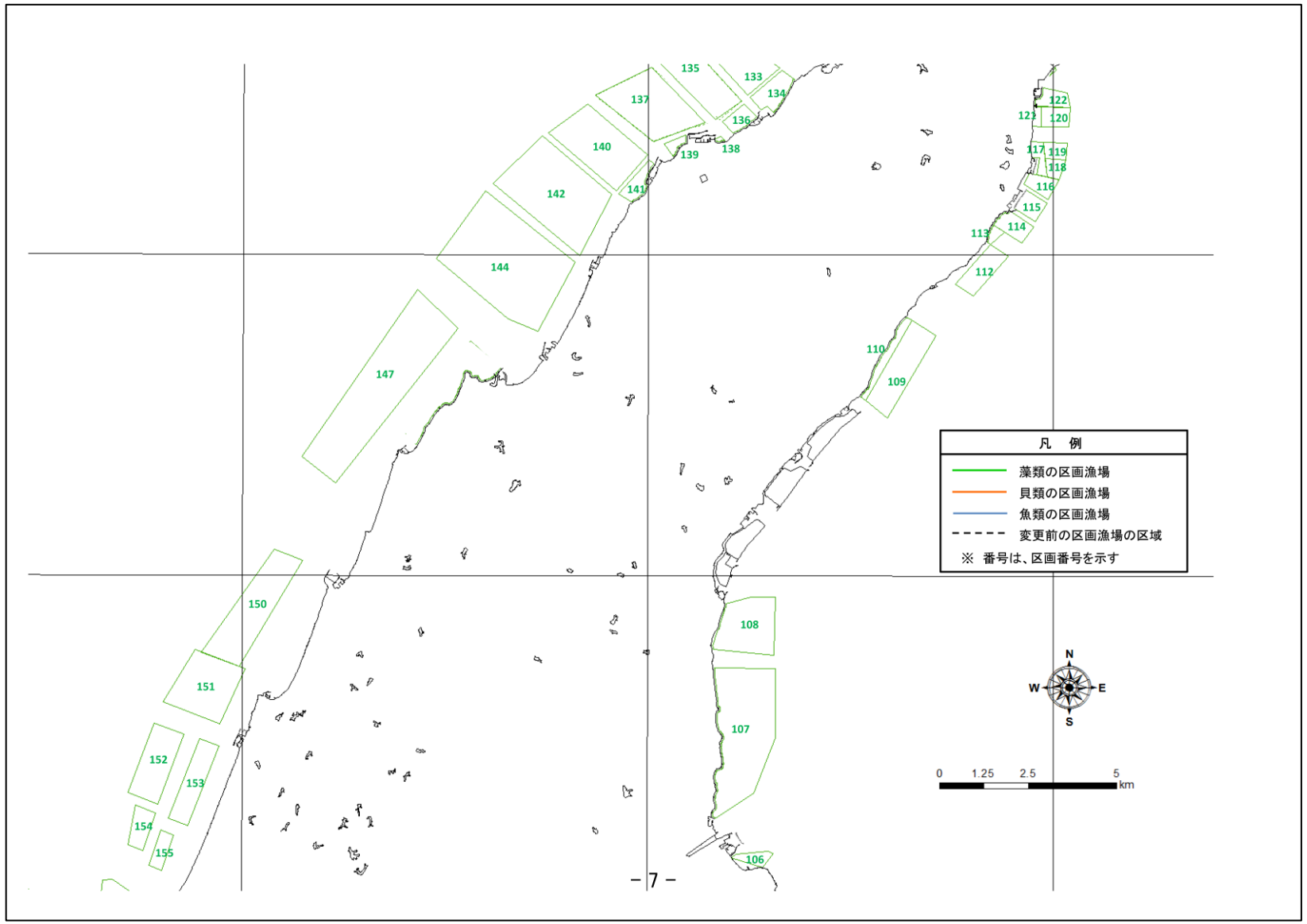

凡　例
藻類の区画漁場
貝類の区画漁場
魚類の区画漁場
変更前の区画漁場の区域
※　番号は、区画番号を示す
N
W
E
S
0
1.25
2.5
5
km
5
56
55
527
54
528　区域変更
51
50
530　漁業種類変
15　区域変更
13
11
10
525
524
12　区域変更
9
8
7
6
17
127
128
129

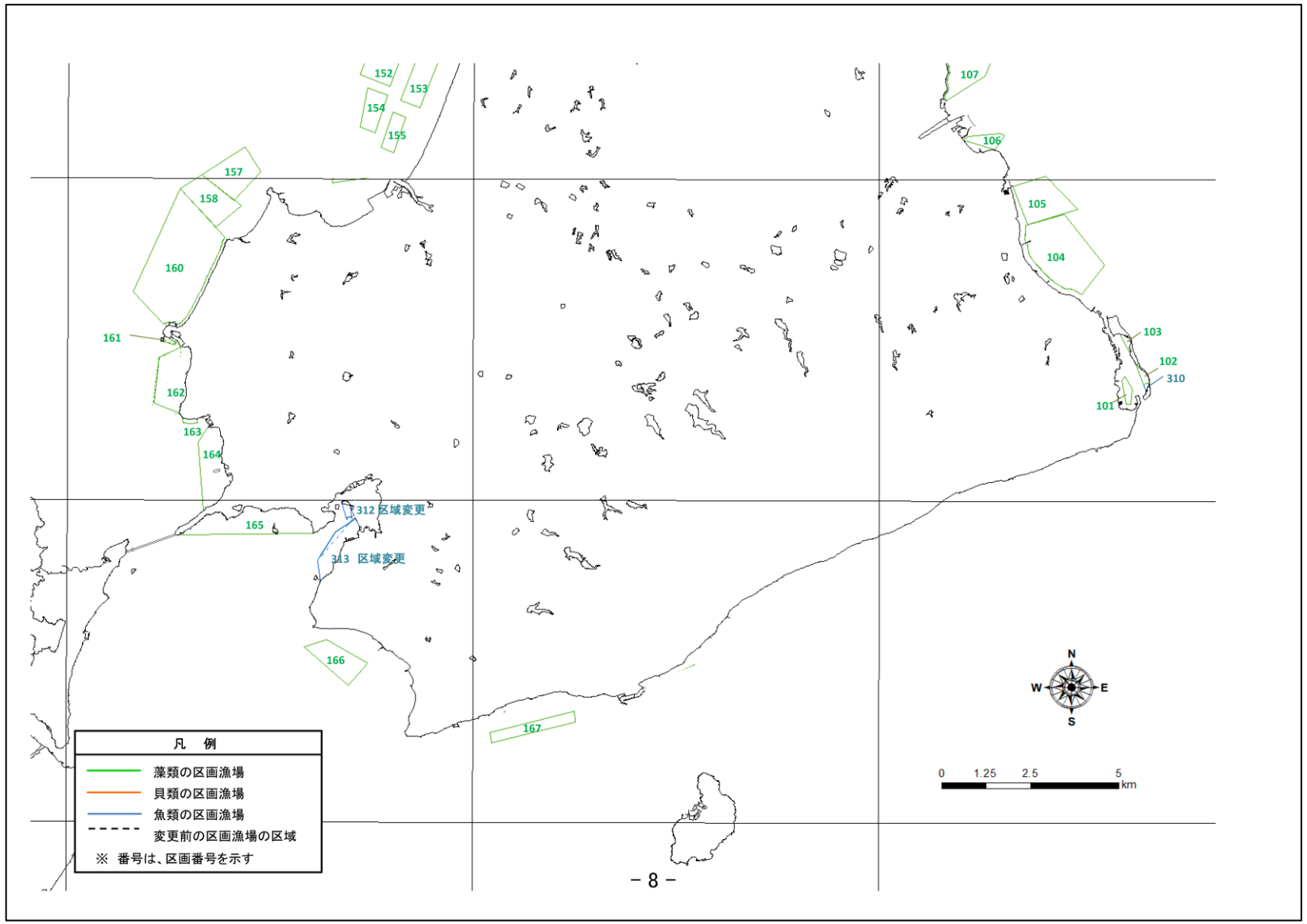

凡　例
藻類の区画漁場
貝類の区画漁場
魚類の区画漁場
変更前の区画漁場の区域
※　番号は、区画番号を示す
519
520
508 区域変更
521
513
522 区域変更
509
316 新規
505 区域変更
504
62
502
169
503
523
317 新規
514 区域変更
510 区域変更
506 区域変更
512 区域変更
531 新規
532 漁業種類変更
（藻類→垂下式貝類）
517
515
64
512 区域変更
60
529 区域変更
59
52
66 区域変更
N
W
E
S
0 1.25 2.5 5 km
301
302
314
72
81
74
75
518
306
526
304
303
170
305
73
69


【相生市～赤穂市地先】
519
520
508
521
相生湾
坂越湾
513
522
509
510
赤穂市
317
514
釜崎
511
53
515
512
64
N
W
E
S
0 0.5 1 2 km


【姫路市大津～たつの市地先】
相生市
たつの市
御津町
岩見
御津町
苅屋
姫路市
大津区
御津町
室津
316
505
504
成山
新田
姫路市
網干区
502
503
169
金ケ崎
506
藻振鼻
62
523
529
60
59
52
N
W
E
S
0 0.5 1 2 km


凡　例
藻類の区画漁場
貝類の区画漁場
魚類の区画漁場
変更前の区画漁場の区域
※　番号は、区画番号を示す
301
302
314
74
75
72
81
305
518
306
526
304
303
69
73
170
309
308
307
80
77
76
71 区域変更
70 区域変更
78
82
79
N
W
E
S
0
1.25
2.5
5
km


凡　例
藻類の区画漁場
貝類の区画漁場
魚類の区画漁場
変更前の区画漁場の区域
※　番号は、区画番号を示す
N
W
E
S
0
1.25
2.5
5
km
135
133
134
137
136
140
138
139
141
142
144
147
122
123
120
117
119
118
116
115
114
113
112
110
109
108
107
106
150
151
152
153
154
155

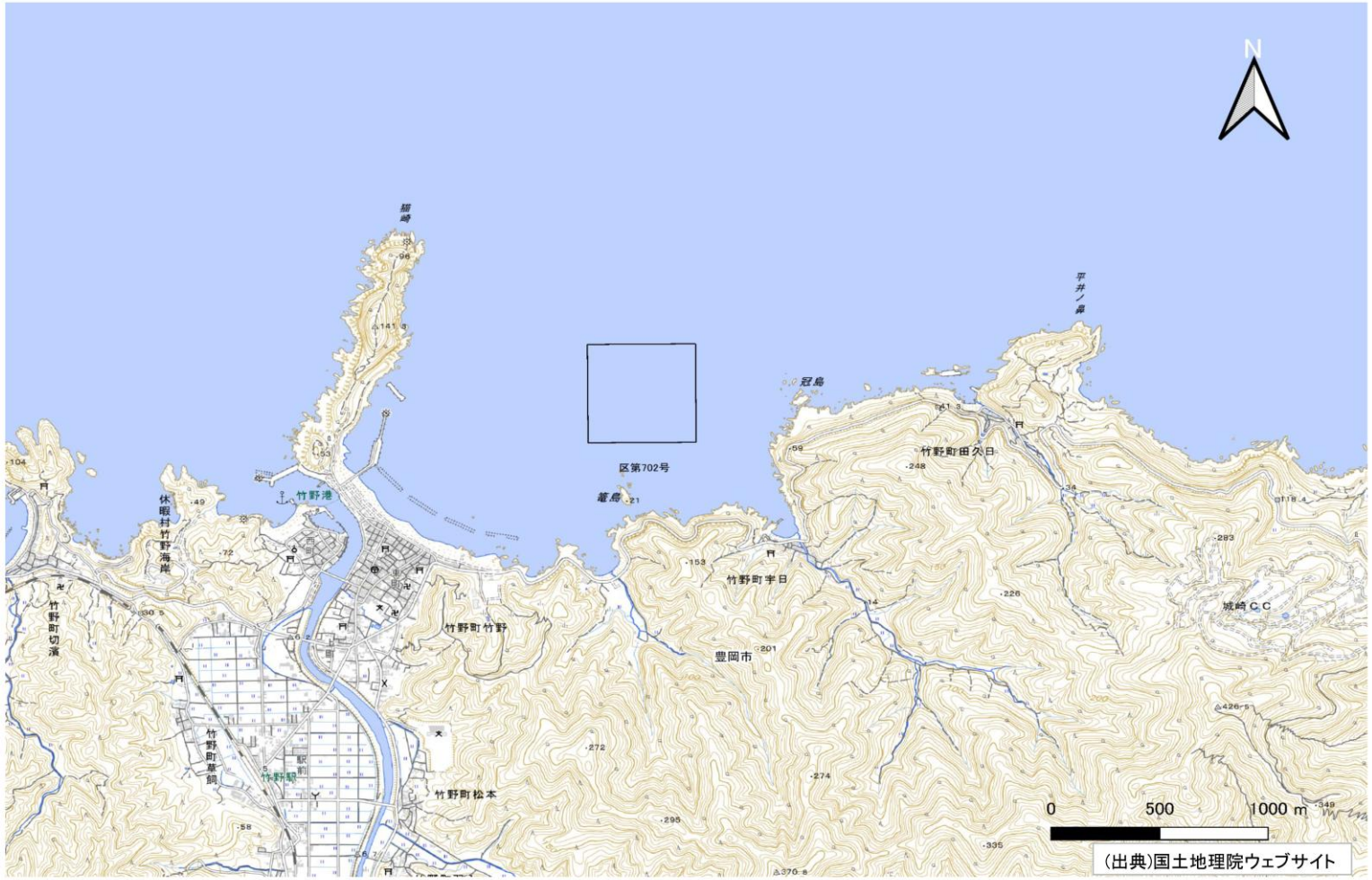

152
153
154
155
157
158
160
161
162
163
164
165
166
167
107
106
105
104
103
102
310
101
312 区域変更
313 区域変更
N
W
E
S
0 1.25 2.5 5
km
凡 例
藻類の区画漁場
貝類の区画漁場
魚類の区画漁場
変更前の区画漁場の区域
※ 番号は、区画番号を示す

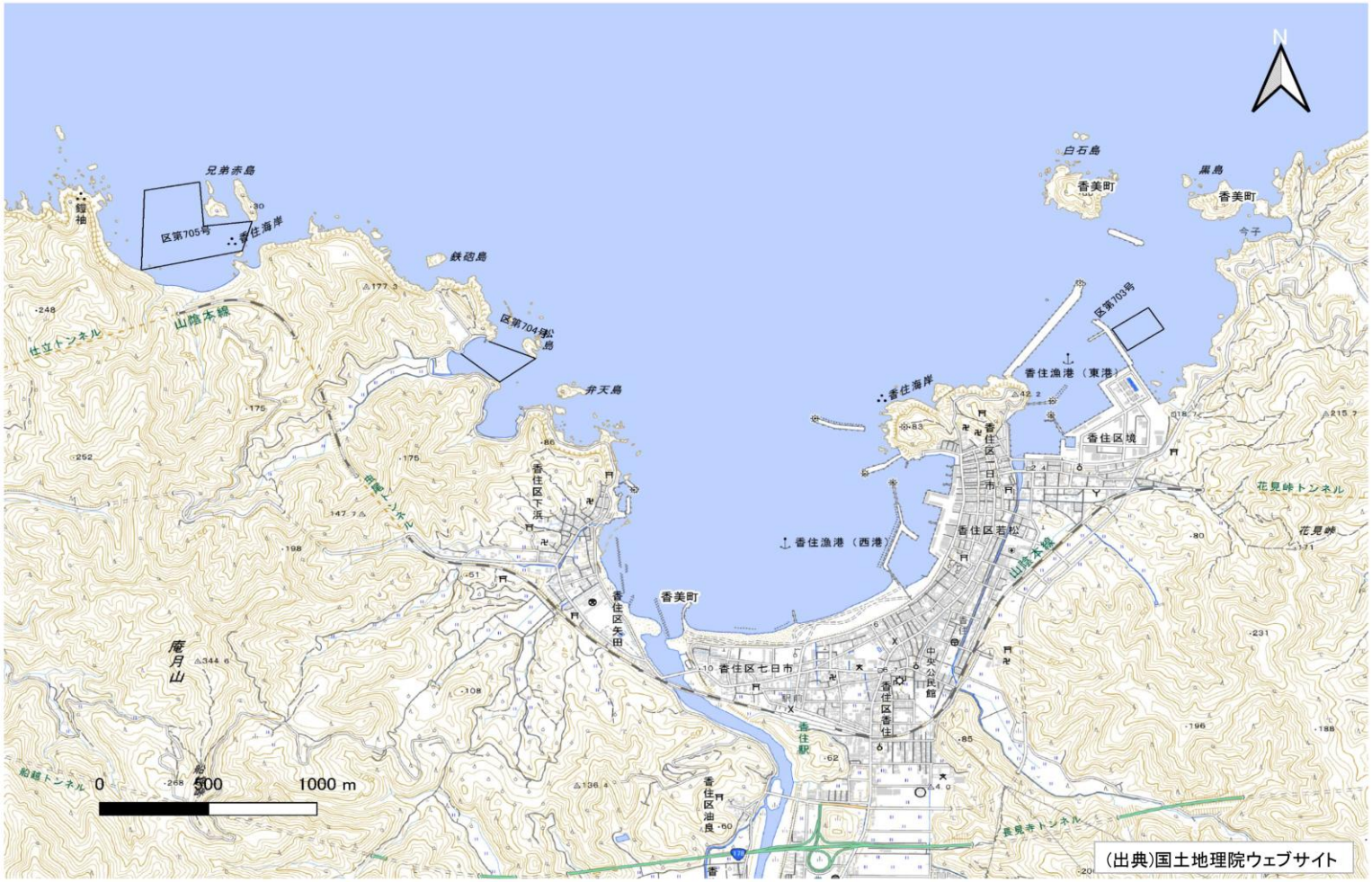
但　馬　海　区

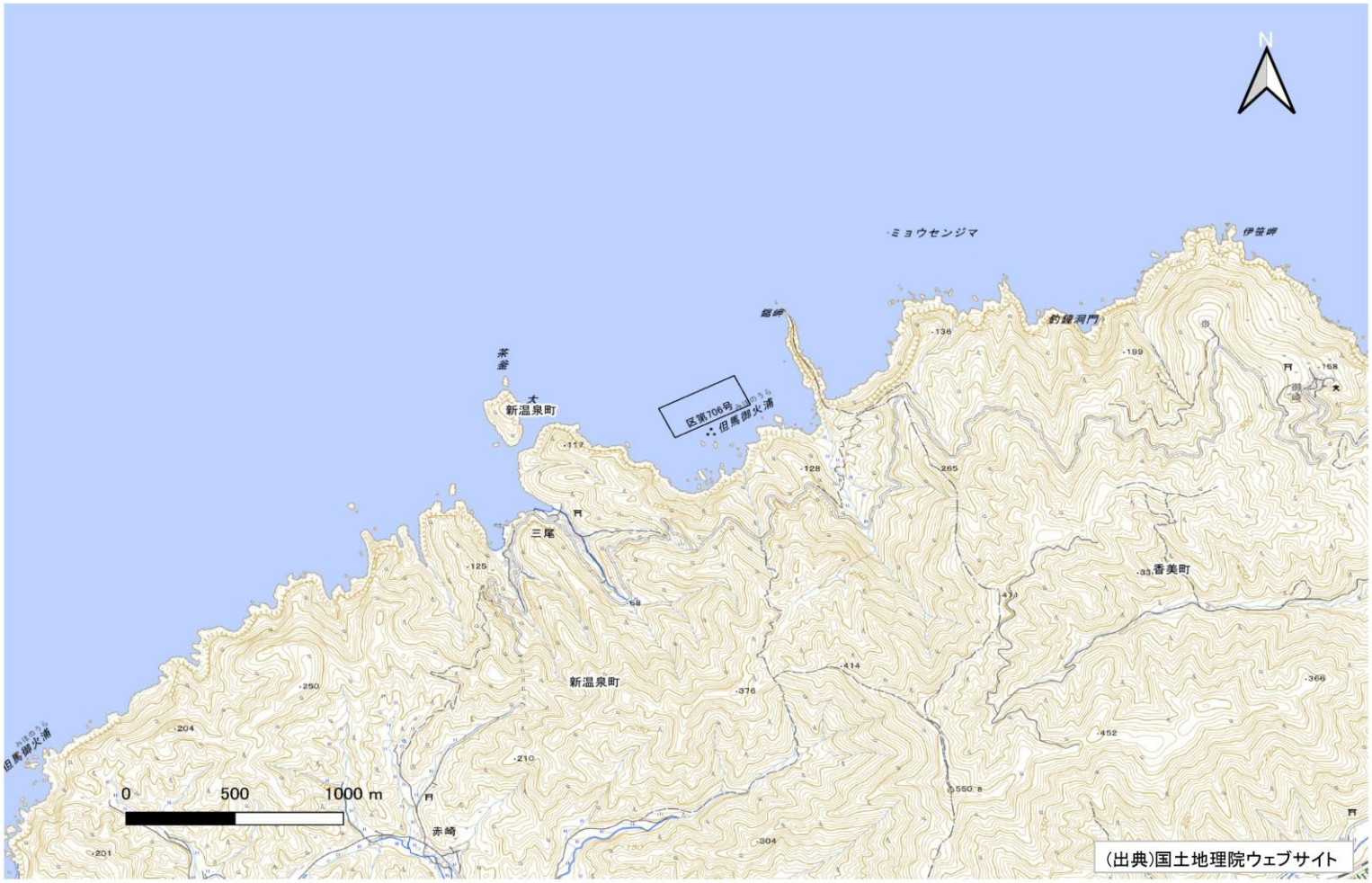
区　画　漁　業　の　漁　場　図

令和５年２月

兵庫県但馬県民局豊岡農林水産振興事務所
但馬水産事務所


N
区第702号
竹野港
休暇村竹野海岸
竹野町切浦
竹野町竹野
竹野町草飼
竹野駅
竹野町松本
竹野町宇日
竹野町田久日
豊岡市
城崎ＣＣ
0
500
1000 m
（出典）国土地理院ウェブサイト


N
兄弟赤島
鰹袖
区第705号
香住海岸
鉄砲島
区第704号
松島
弁天島
山陰本線
仕立トンネル
白石島
香美町
区第703号
香住漁港（東港）
香住区境
香住区一日市
花見峠トンネル
花見峠
香住区若松
香住漁港（西港）
香住区下浜
香住区矢田
香美町
香住区七日市
中央公民館
香住区香住
香住駅
香住区油良
庵月山
船越トンネル
0
500
1000 m
（出典）国土地理院ウェブサイト


N
ミョウセンジマ
伊笹崎
釣鐘洞門
新温泉町
区第706号
但馬御火浦
三尾
香美町
新温泉町
赤崎
但馬御火浦
0
500
1000 m
(出典)国土地理院ウェブサイト

（2）漁業権者一覧

共同漁業権及び区画漁業権について、漁業権者一覧を示します。

漁業権については、区域変更や新規設定している可能性があるため、必ず県民局などに確認をとるようにしてください。

【共同漁業権(瀬戸内海海域)】

免許番号	種類			漁場の位置	漁業権者	
					代表	共有
共第1号	1			神戸市兵庫区及び長田区地先	兵庫	神戸市
共第2号	1		3	神戸市須磨区及び垂水区地先	神戸市	－
共第3号		2		神戸市兵庫区から同市垂水区に至る間の地先	神戸市	兵庫
共第4号			3	神戸市須磨区須磨浦通沖合	神戸市	－
共第5号			3	神戸市垂水区塩屋町沖合	神戸市	－
共第6号			3	神戸市須磨区一の谷から同市垂水区平磯に至る間の沖合	神戸市	－
共第7号			3	神戸市垂水区平磯沖合	神戸市	－
共第8号			3	神戸市垂水区西舞子町沖合	神戸市	－
共第9号	1	2		神戸市・明石市界から明石市中崎に至る間の地先	明石浦	－
共第10号	1			明石市明石港中外港から明石市船上町に至る間の地先	明石浦	－
共第11号	1			明石市船上町から明石市魚住町・二見町東二見界に至る間の地先	林崎	江井ヶ島
共第12号	1	2	3	明石市明石港中外港から明石市魚住町・二見町東二見界に至る間の地先	林崎	明石浦、江井ヶ島
共第13号			3	明石市岬町地先から林地先	林崎	明石浦、江井ヶ島
共第14号			3	明石市林から松江地先	林崎	明石浦、江井ヶ島
共第15号			3	明石市大久保町地先	林崎	明石浦、江井ヶ島、東二見、西二見
共第16号			3	明石市大久保町地先	林崎	明石浦、江井ヶ島
共第17号			3	明石市魚住町沖合	林崎	明石浦、江井ヶ島、東二見、西二見
共第18号			3	明石市二見町沖合	林崎	明石浦、江井ヶ島、東二見、西二見
共第19号	1	2		明石市二見町東二見から加古郡播磨町に至る間の地先	高砂	東二見、西二見、播磨町、東播磨
共第20号	1	2		加古郡播磨町から高砂市荒井町に至る間の地先	高砂	東二見、西二見、播磨町、東播磨
共第24号	1	2		明石市、加古郡及び淡路市沖合	林崎	明石浦、東二見、西二見、富島、浅野浦、育波浦、室津浦
共第25号			3	明石市、淡路市及び加古郡沖合	林崎	明石浦、東二見、西二見、富島、浅野浦、育波浦、室津浦

免許番号	種類			漁場の位置	漁業権者	
					代表	共有
共第26号			3	明石市、淡路市及び加古郡沖合	林崎	明石浦、東二見、西二見、富島、浅野浦、育波浦、室津浦
共第27号			3	明石市、淡路市及び加古郡沖合	林崎	明石浦、東二見、西二見、富島、浅野浦、育波浦、室津浦
共第28号			3	明石市、淡路市及び加古郡沖合	林崎	明石浦、東二見、西二見、富島、浅野浦、育波浦、室津浦
共第29号			3	明石市、淡路市及び加古郡沖合	林崎	明石浦、東二見、西二見、富島、浅野浦、育波浦、室津浦
共第30号			3	明石市	林崎	明石浦、東二見、西二見、富島、浅野浦、育波浦、室津浦
共第31号			3	明石市藤江地先	林崎	明石浦、江井ヶ島
共第32号			3	明石市大蔵町地先	明石浦	－
共第34号			3	明石市大久保町地先	林崎	明石浦、江井ヶ島
共第35号			3	明石市二見町地先	東二見	西二見
共第36号			3	明石市大久保町沖合	林崎	明石浦、江井ヶ島、東二見、西二見
共第37号			3	明石市大久保町沖合	林崎	明石浦、江井ヶ島、東二見、西二見
共第38号			3	明石市大久保町沖合	林崎	明石浦、東二見、西二見、富島、浅野浦、育波浦、室津浦
共第39号			3	加古郡播磨町地先	高砂	東二見、西二見、播磨町、東播磨
共第41号			3	高砂市相生町地先	高砂	東二見、西二見、播磨町、東播磨
共第51号		2		姫路市大塩町地先	姫路市	伊保
共第52号		2		姫路市的形町地先	姫路市	－
共第53号	1		3	姫路市大塩町及び的形町地先	姫路市	伊保
共第54号			3	高砂市伊保町地先	伊保	姫路市、高砂
共第55号	1	2		姫路市木場及び八家地先	姫路市	－
共第56号	1	2		姫路市白浜町及び飾磨区妻鹿地先	姫路市	－
共第57号	1	2		姫路市飾磨区妻鹿及び中島地先	姫路市	－
共第58号	1	2		姫路市飾磨区妻鹿地先	姫路市	－
共第59号	1	2		姫路市大津区地先	姫路市	－

免許番号	種類			漁場の位置	漁業権者	
					代表	共有
共第60号	1	2		姫路市網干区地先	姫路市	－
共第61-1号	1	2		たつの市御津町地先	岩見	－
共第61-2号	1	2		たつの市御津町地先	室津	－
共第62号	1	2		相生市地先	相生	－
共第63号	1	2		赤穂市坂越地先	赤穂市	－
共第64号	1			赤穂市尾崎から赤穂市鷆和に至る間の地先	赤穂市	－
共第65号		2		赤穂市尾崎から赤穂市鷆和に至る間の地先	赤穂市	－
共第66号	1	2		赤穂市福浦地先	赤穂市	日生
共第67号		2		赤穂市福浦地先	赤穂市	日生
共第68号	1	2		姫路市家島町上島地先	家島	坊勢
共第69号	1	2		姫路市家島町鞍掛島地先	家島	坊勢
共第70号	1	2		姫路市家島町太島地先	家島	坊勢
共第71号	1	2		姫路市家島町宇和島、男鹿島及び加島地先	家島	坊勢
共第72号	1	2		姫路市家島町家島、坊勢島及び西島地先	家島	坊勢
共第73号	1	2		姫路市家島町松島及び桂島地先	家島	坊勢
共第74号	1	2		姫路市家島町院下島及び小松島地先	家島	坊勢
共第75号	1	2		姫路市家島町家島北岸地先	家島	坊勢
共第76号			3	姫路市家島町宇和島南岸地先	家島	坊勢
共第77号			3	姫路市家島町太島北西岸地先	家島	坊勢
共第78号			3	姫路市家島町太島南岸地先	家島	坊勢
共第79号			3	姫路市家島町加島東岸地先	家島	坊勢
共第80号			3	姫路市家島町加島北西岸地先	家島	坊勢
共第81号			3	姫路市家島町加島北西岸地先	家島	坊勢
共第82号			3	姫路市家島町加島西岸地先	家島	坊勢
共第83号			3	姫路市家島町加島地先	家島	坊勢
共第84号			3	姫路市家島町男鹿島地先	家島	坊勢
共第85号			3	姫路市家島町家島網手の鼻地先	家島	坊勢
共第86号			3	姫路市家島町坊勢島赤崎の鼻地先	家島	坊勢
共第87号			3	姫路市家島町高島地先	家島	坊勢
共第88号			3	姫路市家島町院下島地先	家島	坊勢
共第89号			3	姫路市家島町松島東北東岸地先	家島	坊勢
共第90号			3	姫路市家島町松島南岸地先	家島	坊勢
共第91号	1	2		たつの市中川、元川尻	岩見	－
共第101号	1	2		洲本市上灘地先	由良町	洲本炬口、沼島

免許番号	種類			漁場の位置	漁業権者	
					代表	共有
共第102号	1	2		洲本市由良地先	由良町	－
共第103号	1	2	3	洲本市小路谷から洲本港に至る間の地先	洲本炬口	－
共第104号	1	2	3	洲本市炬口、中川原町及び安乎町地先	洲本炬口	－
共第105号	1	2		洲本市・淡路市界から淡路市塩尾に至る間の地先	津名	－
共第106号	1	2		淡路市佐野地先	津名	－
共第107号	1	2	3	淡路市釜口地先	仮屋	－
共第108号	1	2	3	淡路市釜口・下田界から淡路市作左衛門川に至る間の地先	仮屋	森
共第109号	1			淡路市久留麻から浦川に至る間の地先	森	仮屋
共第110号	1	2		淡路市浦川から大磯川に至る間の地先	仮屋	－
共第111号		2		淡路市浦川から大磯川に至る間の地先	森	仮屋
共第112号	1	2		淡路市大磯川から鵜崎川に至る間の地先	淡路島岩屋	仮屋
共第113号	1	2		淡路市岩屋地先	淡路島岩屋	－
共第114号			3	淡路市岩屋地先	淡路島岩屋	－
共第115号			3	淡路市岩屋地先	淡路島岩屋	－
共第116号	1	2		旧津名郡淡路町・同郡北淡町から淡路市野島蟇浦大石に至る間の地先	富島	淡路島岩屋
共第118号	1	2		淡路市野島蟇浦大石から淡路市富島・浅野南界に至る間の地先	富島	－
共第120号			3	淡路市野島轟木地先	富島	－
共第121号			3	淡路市富島沖合	富島	浅野浦、育波浦、室津浦
共第122号			3	淡路市斗ノ内沖合	浅野浦	富島、育波浦、室津浦
共第123号	1	2		淡路市浅野南及び斗ノ内地先	浅野浦	－
共第124号	1	2		淡路市育波地先	育波浦	－
共第125号	1	2		淡路市室津地先	室津浦	－
共第126号	1	2	3	淡路市尾崎から淡路市深草に至る間の地先	一宮町	－
共第127号			3	淡路市尾崎沖合	一宮町	－
共第128号			3	淡路市尾崎沖合	一宮町	－

免許番号	種類			漁場の位置	漁業権者	
					代表	共有
共第129号			3	淡路市尾崎沖合	一宮町	－
共第130号			3	淡路市尾崎沖合	一宮町	－
共第131号	1	2	3	洲本市五色町地先	五色町	－
共第132号	1	2		南あわじ市松帆慶野地先	湊	五色町
共第133号	1	2	3	南あわじ市松帆慶野から南あわじ市津井、阿那賀界に至る間の地先	湊	－
共第134号	1	2	3	南あわじ市阿那賀地先	南あわじ	－
共第135号	1			南あわじ市門崎地先	福良	南あわじ
共第136号		2		南あわじ市門崎地先	福良	南あわじ
共第137号	1			南あわじ市門崎地先	福良	南あわじ、鳴門町、新鳴門、里浦
共第138号	1	2		南あわじ市門崎から南あわじ市阿万塩屋町に至る間の地先	福良	－
共第139号			3	南あわじ市福良門崎南岸地先	福良	－
共第140号	1	2		南あわじ市阿万吹上地先	福良	南淡
共第141号			3	南あわじ市小浦の鼻沖合	福良	南淡
共第142号	1	2		南あわじ市阿万上町地先	福良	南淡、沼島
共第143号	1	2		南あわじ市潮崎から洲本市畑田川に至る間の地先	南淡	沼島
共第144号	1			南あわじ市沼島地先	沼島	－
共第145号			3	南あわじ市沼島殿の飛地先	沼島	－
共第146号			3	南あわじ市沼島続けばえ地先	沼島	－
共第147号			3	南あわじ市沼島岸の海鼻地先	沼島	－
共第148号			3	南あわじ市中瀬地先	沼島	－
共第149号			3	洲本市由良地先	由良町	－
共第150号			3	洲本市由良地先	由良町	－
共第151号			3	淡路市野島地先	浅野浦	富島、育波浦、室津浦
共第152号			3	淡路市富島地先	浅野浦	富島、育波浦、室津浦
共第153号			3	淡路市室津地先	浅野浦	富島、育波浦、室津浦
共第154号			3	淡路市室津地先	浅野浦	富島、育波浦、室津浦
共第155号			3	淡路市江井地先	一宮町	－
共第156号			3	南あわじ市灘大川地先	南淡	沼島
共第157号			3	南あわじ市灘黒岩地先	南淡	沼島
共第158号			3	南あわじ市沼島黒崎地先	沼島	－
共第159号			3	南あわじ市沼島下立神地先	沼島	－

免許番号	種類			漁場の位置	漁業権者	
					代表	共有
共第160号			3	南あわじ市沼島中瀬地先	沼島	－
共第161号			3	南あわじ市沼島地先	沼島	－
共第301号			3	明石市大久保町地先	林崎	明石浦、江井ヶ島
共第302号			3	明石市大久保町地先	林崎	明石浦、江井ヶ島
共第303号			3	明石市二見町地先	東二見	西二見
共第304号			3	明石市二見町地先	高砂	東二見、西二見、播磨町、東播磨
共第305号			3	南あわじ市沼島上立神岩地先	沼島	－
共第306号			3	明石市大久保町地先	林崎	明石浦、江井ヶ島
共第307号			3	加古郡播磨町地先	高砂	東二見、西二見、播磨町、東播磨
共第308号			3	姫路市大塩町地先	姫路市	伊保
共第309号			3	姫路市的形町地先	姫路市	－
共第310号			3	姫路市網干区地先	姫路市	－
共第311号			3	南あわじ市沖苅藻島地先	福良	－
共第312号			3	南あわじ市沖苅藻島地先	福良	－
共第313号			3	南あわじ市沖苅藻島地先	福良	－
共第314号			3	南あわじ市小浦の鼻地先	福良	－
共第315号			3	南あわじ市小浦の鼻地先	福良	－
共第316号			3	南あわじ市沖苅藻島地先	福良	－
共第317号			3	南あわじ市沖苅藻島地先	福良	－
共第318号			3	南あわじ市小浦の鼻地先	福良	－
共第319号			3	南あわじ市小浦の鼻地先	福良	－

【共同漁業権(日本海海域)】

番　号	種類			漁場の位置	漁業権者	
					代表	共有
共第201号	1			豊岡市地先	但馬	－
共第202号		2		豊岡市地先	但馬	－
共第203号			3	豊岡市地先	但馬	－
共第204号			3	豊岡市沖合	但馬	－
共第205号	1			豊岡市竹野町地先	但馬	－
共第206号		2		豊岡市竹野町地先	但馬	－
共第208号			3	豊岡市竹野町竹野地先	但馬	－
共第210号			3	豊岡市竹野町沖合	但馬	－
共第211号			3	豊岡市竹野町沖合	但馬	－
共第212号	1			美方郡香美町香住区相谷から沖浦に至る間の地先	但馬	－
共第213号		2		美方郡香美町香住区相谷から沖浦に至る間の地先	但馬	－
共第215号	1			美方郡香美町香住区境から下浜に至る間の地先	但馬	－
共第216号		2		美方郡香美町香住区境から下浜に至る間の地先	但馬	－
共第217号			3	美方郡香美町香住区下浜地先	但馬	－
共第218号			3	美方郡香美町香住区下浜沖合	但馬	－
共第219号			3	美方郡香美町香住区下浜沖合	但馬	－
共第220号			3	美方郡香美町香住区下浜沖合	但馬	－
共第221号			3	美方郡香美町香住区下浜沖合	但馬	－
共第222号	1			美方郡香美町香住区鎧及び余部地先	但馬	－
共第223号		2		美方郡香美町香住区鎧及び余部地先	但馬	－
共第224号	1			美方郡香美町香住区余部通り岩から美方郡香美町と同郡新温泉町との界に至る間の地先	但馬	浜坂
共第225号		2		美方郡香美町香住区余部通り岩から美方郡香美町と同郡新温泉町との界に至る間の地先	但馬	浜坂
共第226号	1			美方郡香美町と同郡新温泉町との界から美方郡新温泉町矢城ヶ鼻に至る間の地先	浜坂	－

番　号	種類			漁場の位置	漁業権者	
					代表	共有
共第227号		2		美方郡新温泉町三尾から同町芦屋東矢城に至る間の地先	浜坂	－
共第228号	1			美方郡新温泉町芦屋地先	浜坂	－
共第229号		2		美方郡新温泉町芦屋地先	浜坂	－
共第230号			3	美方郡新温泉町浜坂及び芦屋地先	浜坂	－
共第231号			3	美方郡新温泉町三尾沖合	浜坂	－
共第232号			3	美方郡新温泉町清富鬼門崎沖合	浜坂	－
共第233号			3	美方郡新温泉町芦屋地先中矢城沖合	浜坂	－
共第234号			3	美方郡新温泉町三尾沖合	浜坂	－
共第235号			3	美方郡新温泉町清富鬼門崎沖合	浜坂	－
共第236号			3	美方郡新温泉町清富鬼門崎沖合	浜坂	－
共第237号	1			美方郡新温泉町芦屋地先ウラ門崎から同町釜屋に至る間の地先	浜坂	－
共第238号		2		美方郡新温泉町芦屋地先ウラ門崎から同町釜屋に至る間の地先	浜坂	－
共第239号			3	美方郡新温泉町諸寄及び芦屋地先	浜坂	－
共第240号			3	美方郡新温泉町釜屋沖合	浜坂	－
共第241号			3	美方郡新温泉町釜屋沖合	浜坂	－
共第242号			3	美方郡新温泉町釜屋沖合	浜坂	－
共第243号	1			美方郡新温泉町居組地先	浜坂	－
共第244号		2		美方郡新温泉町居組地先	浜坂	－
共第245号			3	美方郡新温泉町居組地先	浜坂	－
共第246号			3	美方郡新温泉町居組沖合	浜坂	－
共第247号			3	美方郡新温泉町居組沖合	浜坂	－
共第248号			3	美方郡新温泉町居組沖合	浜坂	－

【区画漁業権(瀬戸内海海域)】

免許番号	漁業種類	漁場の位置	漁業権者	
			代表	共有
区第1号	のり わかめ	神戸市須磨区若宮町須磨浦通地先	神戸市	－
区第2号	のり わかめ	神戸市須磨区一の谷から垂水区平磯に至る間の地先	神戸市	－
区第4号	のり	阪神港神戸区沖合	神戸市	－
区第5号	わかめ	神戸市垂水区舞子町地先	神戸市	－
区第6号	のり	明石市林地先	林崎	－
区第7号	のり	明石市松江から大久保町江井島に至る間の地先	林崎	明石浦、江井ヶ島
区第8号	のり わかめ こんぶ	明石市松江から大久保町江井島に至る間の地先	林崎	明石浦、江井ヶ島
区第9号	のり	明石市魚住町地先	林崎	明石浦、江井ヶ島
区第10号	のり わかめ こんぶ	明石市魚住町地先	林崎	明石浦、江井ヶ島
区第11号	わかめ こんぶ	明石市二見町東二見地先	高砂	東二見、西二見、 東播磨、播磨町
区第12号	のり わかめ	東播磨港二見地区埋立地地先	高砂	東二見、西二見、 東播磨、播磨町
区第13号	のり わかめ	東播磨港加古川地区埋立地地先	高砂	東二見、西二見、 東播磨、播磨町
区第15号	のり わかめ	高砂市高砂町相生町地先	高砂	東二見、西二見、 東播磨、播磨町
区第17号	のり	播磨灘鹿ノ瀬海面	林崎	明石浦、東二見、 西二見、 富島、浅野浦、 育波浦、室津浦
区第50号	のり わかめ	姫路市大塩町地先	伊保	姫路市
区第51号	のり	姫路市木場及び白浜町地先	姫路市	－
区第52号	のり	姫路市網干区姫路木材港埋立地地先	姫路市	－
区第54号	のり わかめ	姫路市大塩町地先	姫路市	伊保
区第55号	のり わかめ	姫路市的形町地先	姫路市	伊保
区第56号	わかめ	姫路市木場地先	姫路市	－
区第57号	のり	姫路市白浜町地先	姫路市	－
区第59号	のり	たつの市御津町苅屋及び岩見地先	岩見	－

免許番号	漁業種類	漁場の位置	漁業権者	
			代表	共有
区第60号	のり	たつの市御津町室津地先	室津	−
区第62号	のり	たつの市御津町成山新田及び新舞子地先	岩見	−
区第64号	のり	赤穂市尾崎及び御崎地先	赤穂市	−
区第66号	のり	赤穂市唐船山地先	赤穂市	−
区第69号	のり	姫路市家島町男鹿島東岸地先	家島	坊勢
区第70号	のり	姫路市家島町加島東岸地先	家島	坊勢
区第71号	のり	姫路市家島町加島西岸地先	家島	坊勢
区第72号	のり	姫路市家島町家島東岸地先	家島	坊勢
区第73号	のり	姫路市家島町男鹿島南西岸地先	家島	坊勢
区第74号	のり	姫路市家島町家島保崎	家島	坊勢
区第75号	のり	姫路市家島町家島網手地先	家島	坊勢
区第76号	のり	姫路市家島町高島東岸地先	家島	坊勢
区第77号	のり	姫路市家島町高島西岸地先	家島	坊勢
区第78号	のり	姫路市家島町桂島東岸地先	家島	坊勢
区第79号	のり	姫路市家島町松島南岸地先	家島	坊勢
区第80号	のり	姫路市家島町院下島西岸から小松島西岸に至る間の地先	家島	坊勢
区第81号	のり	姫路市家島町男鹿島北岸地先	家島	坊勢
区第82号	のり	姫路市家島町桂島西岸地先	家島	坊勢
区第101号	のり	洲本市由良湾南海岸地先	由良町	−
区第102号	のり	洲本市由良湾成ヶ島南西岸地先	由良町	−
区第103号	のり	洲本市由良湾成ヶ島地先	由良町	−
区第104号	のり わかめ	洲本市由良町内田地先	由良町	−
区第105号	のり わかめ	洲本市小路谷地先	洲本炬口	−
区第106号	のり わかめ	洲本市海岸通地先	洲本炬口	−
区第107号	のり わかめ	洲本市炬口、中川原町及び安乎町地先	洲本炬口	−
区第108号	のり わかめ	洲本市安乎町平安浦・淡路市里界から塩尾に至る間の地先	津名	−
区第109号	わかめ	淡路市佐野地先	津名	−
区第110号	わかめ	淡路市佐野地先	津名	−
区第112号	わかめ	淡路市釜口地先	仮屋	−
区第113号	わかめ	淡路市釜口津田地先	仮屋	−
区第114号	のり わかめ	淡路市下田谷地先	仮屋	−

免許番号	漁業種類	漁場の位置	漁業権者	
			代表	共有
区第115号	のり わかめ	淡路市仮屋漁港地先	仮屋	－
区第116号	のり わかめ	淡路市久留麻地先	仮屋	－
区第117号	のり わかめ	淡路市久留麻地先	森	－
区第118号	のり	淡路市久留麻森漁港沖合	仮屋	－
区第119号	のり わかめ	淡路市久留麻沖合	森	－
区第120号	のり わかめ	淡路市浦川沖合	森	－
区第121号	のり わかめ	淡路市浦地先	森	－
区第122号	のり わかめ	淡路市浦港地先	仮屋	－
区第123号	わかめ	淡路市大磯港地先	仮屋	－
区第124号	のり わかめ	淡路市大磯地先	仮屋	－
区第127号	のり	淡路市野島大川地先	淡路島岩屋	富島
区第128号	わかめ	淡路市野島大川地先	富島	淡路島岩屋
区第129号	のり	淡路市野島轟木地先	富島	－
区第130号	わかめ	淡路市野島轟木地先	富島	－
区第131号	わかめ	淡路市舟木及び長畠地先	富島	－
区第132号	のり	淡路市富島地先	富島	－
区第133号	のり わかめ	淡路市浅野南地先	浅野浦	－
区第134号	のり わかめ	淡路市浅野南地先	浅野浦	－
区第135号	のり わかめ	淡路市斗ノ内地先	浅野浦	－
区第136号	のり わかめ	淡路市斗ノ内地先	浅野浦	－
区第137号	のり	淡路市育波地先	育波浦	－
区第138号	わかめ	淡路市育波地先	育波浦	－
区第139号	わかめ	淡路市育波地先	育波浦	－
区第140号	のり	淡路市室津地先	室津浦	－
区第141号	わかめ	淡路市室津地先	室津浦	－

免許番号	漁業種類	漁場の位置	漁業権者	
			代表	共有
区第142号	のり わかめ	淡路市尾崎地先	一宮町	－
区第144号	のり わかめ	淡路市郡家地先	一宮町	－
区第147号	のり わかめ	淡路市江井から同市草香に至る間の地先	一宮町	－
区第150号	のり わかめ	洲本市五色町都志地先	五色町	－
区第151号	のり わかめ	洲本市五色町鳥飼浦地先	五色町	－
区第152号	のり	洲本市五色町鳥飼浦地先	五色町	－
区第153号	わかめ	洲本市五色町鳥飼浦地先	五色町	－
区第154号	のり	南あわじ市松帆慶野地先	湊	－
区第155号	わかめ	南あわじ市松帆慶野地先	湊	－
区第157号	のり	南あわじ市津井地先	湊	－
区第158号	わかめ	南あわじ市津井地先	湊	－
区第160号	わかめ	南あわじ市阿那賀西路及び阿那賀志知川地先	南あわじ	－
区第161号	わかめ	南あわじ市丸山埼地先	南あわじ	－
区第162号	わかめ	南あわじ市阿那賀木場地先	南あわじ	－
区第163号	わかめ	南あわじ市阿那賀地先	南あわじ	－
区第164号	わかめ	南あわじ市阿那賀伊毘地先	南あわじ	－
区第165号	わかめ	南あわじ市福良地先	福良	－
区第166号	のり わかめ	南あわじ市阿万吹上地先	福良	南淡
区第167号	のり わかめ	南あわじ市灘地野及び灘大川地先	南淡	沼島
区第169号	のり	姫路市大津区地先	姫路市	－
区第170号	わかめ ひじき	姫路市家島町矢ノ島西地先	家島	坊勢
区第301号	小割式魚類	姫路市家島町ネジグロ地先	坊勢	家島
区第302号	小割式魚類	姫路市家島町真浦新井の鼻地先	坊勢	家島
区第303号	小割式魚類	姫路市家島町瀬の内	坊勢	家島
区第304号	小割式魚類	姫路市家島町西島オオゴ湾	坊勢	家島
区第305号	小割式魚類	姫路市家島町西島東大寺馬場地先	坊勢	家島
区第306号	小割式魚類	姫路市家島町西島西大寺湾	坊勢	家島
区第307号	小割式魚類	姫路市家島町西島西オードモ湾	坊勢	家島
区第308号	小割式魚類	姫路市家島町西島江ノ浦地先	坊勢	家島

免許番号	漁業種類	漁場の位置	漁業権者	
			代表	共有
区第309号	小割式魚類	姫路市家島町西島小畑地先	坊勢	家島
区第310号	小割式魚類	洲本市由良成ヶ島南西岸地先	由良町	－
区第312号	小割式魚類	南あわじ市福良湾内洲崎	福良	－
区第313号	小割式魚類	南あわじ市阿万塩屋町田尻地先	福良	－
区第314号	小割式魚類	姫路市家島町真浦新井の鼻地先	坊勢	家島
区第315号	小割式魚類	神戸市須磨区須磨浦通地先	神戸市	－
区第316号	小割式魚類	たつの市御津町室津地先	室津	－
区第317号	小割式魚類	赤穂市坂越湾西岸地先	赤穂市	－
区第502号	垂下式貝類	姫路市大津区地先	姫路市	－
区第503号	垂下式貝類	姫路市網干区地先	姫路市	－
区第504号	垂下式貝類	たつの市御津町新舞子地先	岩見	－
区第505号	垂下式貝類	たつの市御津町室津地先	室津	－
区第506号	垂下式貝類	たつの市御津町室津地先	室津	－
区第508号	垂下式貝類	相生市相生湾東岸地先	相生	－
区第509号	垂下式貝類	相生市金ヶ崎西岸地先	相生	－
区第510号	垂下式貝類	相生市壺根地先	相生	－
区第511号	垂下式貝類	相生市蔓島地先	相生	－
区第512号	垂下式貝類	相生市蔓島南西地先	相生	－
区第513号	垂下式貝類	赤穂市坂越湾東海岸地先	赤穂市	－
区第514号	垂下式貝類	赤穂市坂越湾内生島地先	赤穂市	－
区第515号	垂下式貝類	赤穂市坂越湾西岸地先	赤穂市	－
区第517号	垂下式貝類	赤穂市福浦地先	赤穂市	－
区第518号	垂下式貝類	姫路市家島町西島東大寺湾地先	家島	坊勢
区第519号	垂下式貝類	相生市工和橋右岸下流側地先	相生	－
区第520号	垂下式貝類	相生市野瀬北岸地先	相生	－
区第521号	垂下式貝類	相生市坪根北東岸地先	相生	－
区第522号	垂下式貝類	相生市坪根南端岸地先	相生	－
区第523号	垂下式貝類	姫路市網干区姫路木材港埋立地先	姫路市	－
区第524号	垂下式貝類	明石市江井島地先	林崎	明石浦、江井ヶ島
区第525号	垂下式貝類	明石市江井島地先	林崎	明石浦、江井ヶ島
区第526号	垂下式貝類	姫路市家島町西島オオゴ湾	家島	坊勢
区第527号	垂下式貝類	姫路市大塩町地先	姫路市	伊保
区第528号	垂下式貝類	姫路市白浜町地先	姫路市	－
区第529号	垂下式貝類	たつの市御津町室津地先	室津	－
区第530号	垂下式貝類	高砂市高砂町向島公園地先	高砂	－
区第531号	垂下式貝類	相生市金ヶ崎君島地先	相生	－
区第532号	垂下式貝類	赤穂市唐船山地先	赤穂市	－
区第801号	真珠	神戸市須磨区須磨浦通地先	神戸市	－

【区画漁業権(日本海海域)】

免許番号	漁業種類	漁場の位置	漁業権者	
			代表	共有
区第702号	わかめ こんぶ	豊岡市竹野町宇日地先	但馬	－
区第703号	わかめ こんぶ	美方郡香美町香住区境地先	但馬	－
区第704号	わかめ こんぶ	美方郡香美町香住区下浜字三田地先	但馬	－
区第705号	わかめ こんぶ	美方郡香美町香住区下浜字オッパセ地先	但馬	－
区第706号	わかめ こんぶ	美方郡新温泉町三尾字高見地先	浜坂	－

6 海上保安部への手続き、区域 Map

海上における船舶の交通ルールとして、「海上衝突予防法」、「海上交通安全法」、及び「港則法」の 3 つの法律があります。

海上で行われる工事、作業、行事については、船舶交通の安全を阻害するおそれがあるため、「海上交通安全法」及び「港則法」により、許可申請、届出が義務付けられています。

下表のとおり、海域により適用法令が異なり、様式、宛先などもそれぞれ定められています。詳しくは、各海上保安部が公開している申請(届出)の手引きなどを確認してください。

なお、港則法適用港、海上交通安全法上の航路については、「海しる / MSIL」より確認できます。

海しる / MSIL(https://www.msil.go.jp/msil/htm/topwindow.html)

申請書は原則として、実施日の 1 ヶ月前までに対象地点の海域を管轄している海上保安部に提出する必要があります。各海上保安部の管轄水域を次頁に示します。

海域ごとの適用法令、様式、宛先

海域	適用法令と条文	様式	宛先
特定港又は特定港の境界付近	港則法第31条第1項 (行事は同法第32条)	許可申請	港長
特定港以外の港則法適用港又は港の境界付近	港則法第31条第1項、 同法第45条	許可申請	海上保安部長
海上交通安全法上の航路及びその周辺海域	海上交通安全法第40条第1項	許可申請	管区海上保安本部長 (海上保安部長経由)
上記以外の海上交通安全法適用海域	海上交通安全法第41条第1項	届出	管区海上保安本部長 (海上保安部長経由)
上記海域を除く全海域(地形、水深等が変化する場合)	水路業務法第19条第1項	通報	海上保安庁長官 (管区海上保安本部長経由)

※港則法による工事作業の規制が港域の中だけでなくその境界付近にも及んでいるため、港域の外側(境界付近)であって、かつ、海上交通安全法の適用海域における工事作業については、港則法第31条第1項(同法第45条において準用する場合を含む。)の規定による許可を受けたときは、海上交通安全法第40条第1項の規定による許可又は第41条第1項の規定による届出を要しません。また、海上交通安全法の許可を受けたときは、港則法の許可を要しません。

神戸海上保安部 HP 工事作業等許可申請(届出)の手引き (R4.4.1 更新)
https://www.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/kobe/koutyo.html

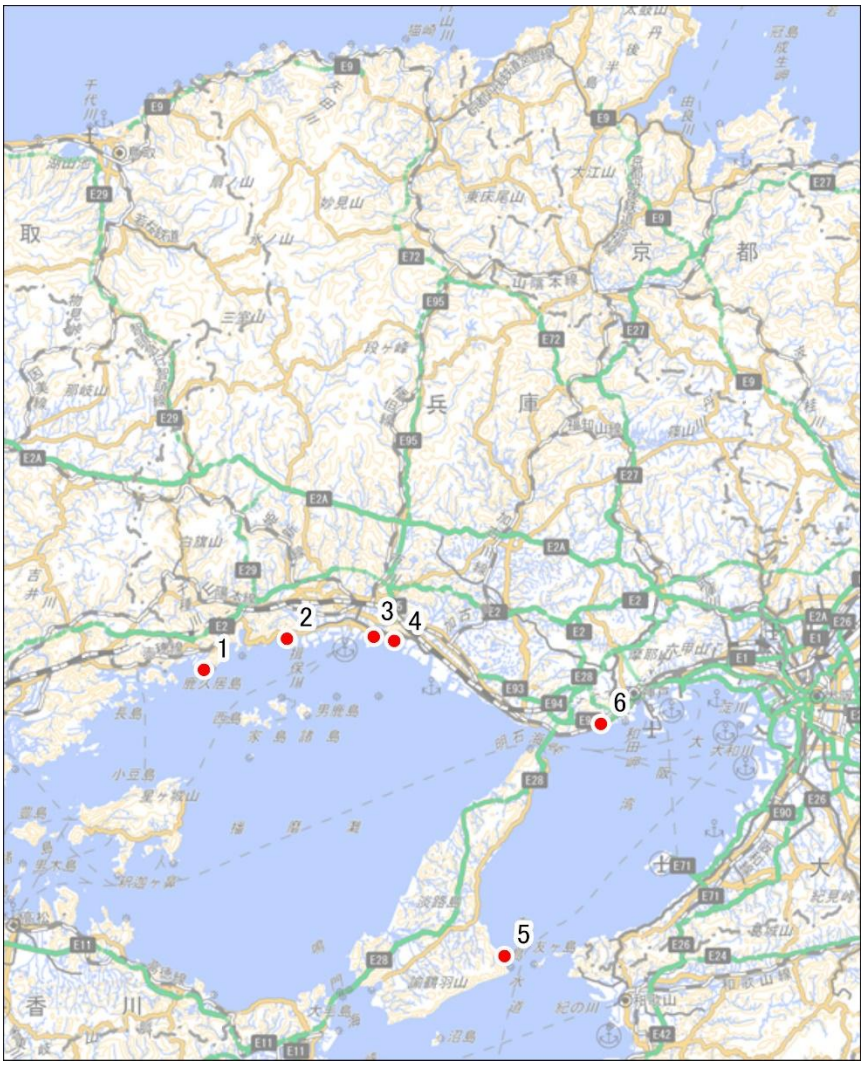


各海上保安部の管轄水域

7　潮干狩り場、海水浴場の区域 Map と管理者一覧

(1) 潮干狩り場

兵庫県下の沿岸域の潮干狩り場の位置、管理者一覧を以下に示します。



海洋状況表示システム（https://www.msil.go.jp/）の情報をもとに編集して作成

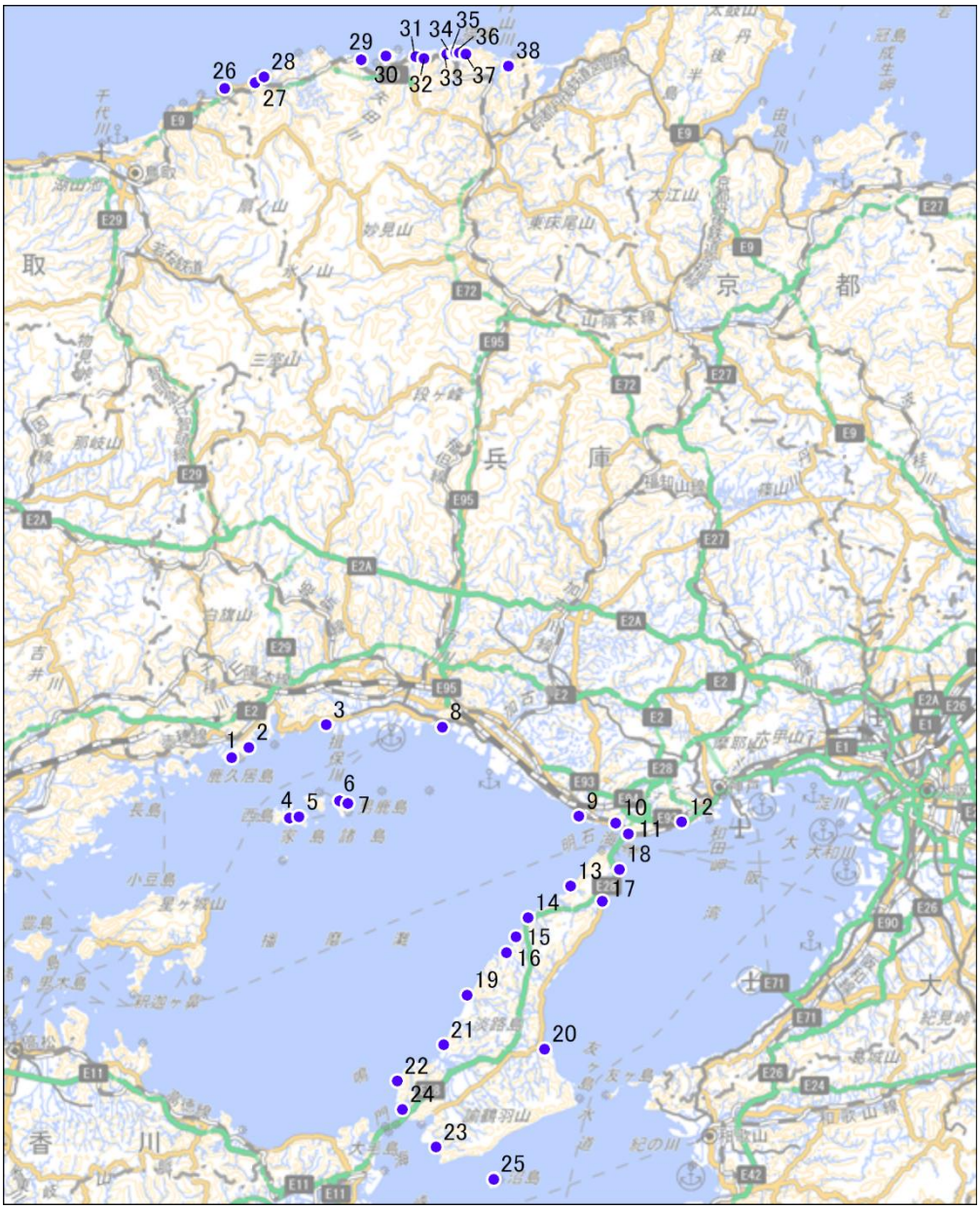
潮干狩り場の管理者一覧

	名称	管理者	住所
1	赤穂唐船サンビーチ	赤穂市漁業協同組合	赤穂市御崎 1984-2
2	新舞子潮干狩場	御津町新舞子観光協同組合	たつの市御津町黒崎
3	姫路白浜海水浴場	白浜海水浴協同組合	姫路市白浜町丙 612
4	的形潮干狩場	的形潮干狩場･海水浴場	姫路市的形町的形 1919
5	成ヶ島	洲本市商工観光課	洲本市由良町由良
6	須磨海岸潮干狩り場	すまうら水産有限責任事業組合	神戸市須磨区須磨浦通 6-61

海洋状況表示システム（https://www.msil.go.jp/）をもとに編集して作成

(2)海水浴場

兵庫県下の沿岸域の海水浴場の位置、管理者一覧を以下に示します。



海洋状況表示システム（https://www.msil.go.jp/）の情報をもとに編集して作成

海水浴場の管理者一覧(1)

	名称	管理者	住所
1	赤穂唐船サンビーチ	赤穂市産業振興部観光課	赤穂市御崎 1984-3
2	丸山県民サンビーチ	赤穂市産業振興部観光課	赤穂市尾崎字丸山 2296-3
3	新舞子海水浴場	御津町新舞子観光協同組合	たつの市御津町黒崎
4	県立いえしま自然センター	県立いえしま自然センター	姫路市家島町西島
5	坊勢海水浴場	家島町坊勢地区コミュニティ推進協議会	姫路市家島町坊勢
6	立の浜海水浴場	家島観光事業組合	姫路市家島町男鹿島
7	青井の浜海水浴場	家島観光事業組合	姫路市家島町男鹿島
8	的形海水浴場	的形潮干狩場・海水浴場	姫路市的形町的形 1919
9	林崎・松江海水浴場	明石市都市局海岸・治水課	明石市林崎町 3 地先
10	大蔵海岸海水浴場	明石市都市局海岸・治水課	明石市大蔵海岸通 1 地先
11	アジュール舞子海水浴場	神戸市公園緑化協会アジュール舞子事務所	神戸市垂水区海岸通
12	須磨海水浴場	神戸市港湾局海岸防災課	神戸市須磨区若宮通 1 丁目地先
13	北淡県民サンビーチ	淡路市産業振興部商工観光課	淡路市野島蟇浦字有馬田
14	北淡室津ビーチ	淡路市産業振興部商工観光課	淡路市室津 2321 番地先
15	尾崎海水浴場	淡路市産業振興部商工観光課	淡路市尾崎 1688 番地
16	多賀の浜海水浴場	淡路市産業振興部商工観光課	淡路市多賀 2476 番地 3 地先
17	浦県民サンビーチ	淡路市産業振興部商工観光課	淡路市浦 670 番地先
18	岩屋海水浴場	淡路市産業振興部商工観光課	淡路市岩屋 884 番地 7 地先
19	新都志海水浴場	洲本市産業振興部商工観光課	洲本市五色町都志万歳
20	大浜海水浴場	洲本市産業振興部商工観光課	洲本市海岸通 1 丁目
21	慶野松原海水浴場	南あわじ市産業建設部商工観光課	南あわじ市松帆慶野地内
22	丸山海水浴場	南あわじ市産業建設部商工観光課	南あわじ市阿那賀志知川地内
23	阿万海岸海水浴場	南あわじ市産業建設部商工観光課	南あわじ市阿万西町3地先
24	伊毘うずしお村海水浴場	南あわじ市産業建設部水産振興課	南あわじ市阿那賀伊毘港
25	沼島海水浴場	南あわじ市産業建設部水産振興課	南あわじ市沼島

海洋状況表示システム（https://www.msil.go.jp/）をもとに編集して作成

海水浴場の管理者一覧（2）

	名称	管理者	住所
26	居組県民サンビーチ	浜坂観光協会	兵庫県美方郡新温泉町居組
27	諸寄･塩谷海水浴場	浜坂観光協会	兵庫県美方郡新温泉町諸寄
28	兵庫県民サンビーチ浜坂海水浴場	浜坂観光協会	兵庫県美方郡新温泉町芦屋
29	三田浜海水浴場	香美町香住観光協会	兵庫県美方郡香美町香住区下浜
30	今子浦海水浴場	香美町香住観光協会	兵庫県美方郡香美町香住区境
31	佐津海水浴場	香美町香住観光協会	兵庫県美方郡香美町香住区訓谷
32	安木浜海水浴場	香美町香住観光協会	兵庫県美方郡香美町
33	切浜海水浴場	たけの観光協会	兵庫県豊岡市竹野町切浜
34	庵蛇浜海水浴場	たけの観光協会	兵庫県豊岡市竹野町竹野
35	弁天浜海水浴場	たけの観光協会	兵庫県豊岡市竹野町竹野
36	竹野浜海水浴場	たけの観光協会	兵庫県豊岡市竹野町竹野
37	青井浜ワンワンビーチ	たけの観光協会	兵庫県竹野町竹野青井浜
38	気比の浜海水浴	気比の浜事務所	兵庫県豊岡市気比

海洋状況表示システム（https://www.msil.go.jp/）をもとに編集して作成

8　Ｊブルークレジット制度の認証事例

Ｊブルークレジット制度の認証事例として、**「神戸の須磨海岸を里海に」Suma 豊かな海プロジェクトの事例を紹介します。**

「神戸の須磨海岸を里海に」Suma 豊かな海プロジェクト

須磨海岸では投石礁などの人工基質上に生育したカジメ藻場、ノリ養殖による CO_2 吸収量（0.447（カジメ藻場）＋ 5.118（ノリ養殖）＝ 約 5.5 t-CO_2）を令和 7 年度に J ブルークレジットに登録しています。

「Jブルークレジット®認証申請の手引き」（ジャパンブルーエコノミー技術研究組合、R7）（以下、手引き）に基づき、カジメ藻場、ノリ養殖の CO_2 吸収量を算定しています。

カジメ藻場

手引きの算定式（式②）を用い、CO_2 吸収量を算定しています。算定に用いた主な変数は下表のとおりです。これらから算定した CO_2 吸収は **0.598 t-CO_2/年** となります。

ここから、**確実性係数**（対象生態系面積などの評価：90%、吸収係数の評価：90%）を乗じ、**船舶使用による CO_2 排出量**（0.037 t-CO_2）を引いた、**0.447t-CO_2/年**がクレジット認証対象の吸収量になります。

なお、本地域は投石礁が設置される前は、水深 6m以上の砂泥底であったため、ベースラインは 0 として設定しています。

式② CO_2**吸収量（t-CO_2/年）＝**

$$A \times Wa \times (1 - Pw) \times Pc \times 44/12 \times Rb \times (Pr_1 + Pr_2) \times Ce$$

A：藻場全体の湿重量　Wa：乾燥重量への換算　(1 − Pw)：乾燥重量への換算　Pc：炭素重量への換算　44/12：炭素重量への換算　Rb：P/B比　$(Pr_1 + Pr_2)$：残存量への換算　Ce：生態系全体への変換係数

係数	内容	値	出典
A	対象生態系の分布面積（ha）	1.09368	調査結果
Wa	単位面積当たりの湿重量（t/ha）	10.93	調査結果
Pw	含水比	0.86	調査結果
Pc	炭素含有比	0.325	文献値 （論文の値を使用）
Rb	P/B 比	2.0	文献値 （論文の値を使用）
Pr_1	残存係数①	0.0472	文献値 （手引きの「養殖藻場」の値を使用）
Pr_2	残存係数②	0.0528	文献値 （手引きの「アラメ場（アラメ・カジメ型）」の値を使用）
Ce	生態系全体への変換係数	1.5	文献値 （手引きの「海藻藻場」の値を使用）

ノリ養殖

手引きの算定式（式②-1：養殖施設の面積で算定）を用い、CO_2 吸収量を算定しています。算定に用いた主な変数は下表のとおりです。これらから算定した CO_2 吸収量は **5.671 t-CO_2/年** となります。

ここから、**確実性係数**（対象生態系面積などの評価：95%、吸収係数の評価：95%）を乗じた、**5.118t-CO_2/年**がクレジット認証対象の吸収量になります（船舶使用による CO2 排出量はありません）。

なお、ノリ養殖業は単年事業であり、収穫後から次回の種付けまでの期間は養殖海面にノリが存在しないため、ベースラインは 0 として設定しています。

式②-1

$$CO_2\text{吸収量}(t\text{-}CO_2/年) = Af \times \{ ((Wy + Wr) / Af) \times (1 - Pw) \times Pc \times Rb \times 44/12 \times (Pr_1 + Pr_2) - (Wy / Af) \times (1 - Pw) \times Pc \times 44/12 \times Pr_1 \} \times Ce$$

- Af：養殖面積
- $((Wy + Wr) / Af) \times (1 - Pw) \times Pc \times Rb \times 44/12 \times (Pr_1 + Pr_2)$：養殖全体（水揚量＋残置量）の$CO_2$吸収量（単位面積当たり）
- $(Wy / Af) \times (1 - Pw) \times Pc \times 44/12 \times Pr_1$：水揚げ分の補正量（単位面積当たり）
- Ce：生態系全体への変換係数

係数	内容	値	出典
Af	養殖面積（ha）	10.08	調査結果
Wy	水揚量（t）	111.71	調査結果
Wr	残置量（t）	0.0	調査結果
Pw	含水比	0.12	文献値 （兵庫県の「乾のり格付規格」の値を使用）
Pc	炭素含有比	0.4116	文献値 （論文の値を使用）
Rb	P/B 比	1.26	調査結果 （次ページ参照）
Pr_1	残存係数①	0.0472	文献値 （手引きの「養殖藻場」の値を使用）
Pr_2	残存係数②	0.0206	文献値 （手引きの「スサビノリ」の値を使用）
Ce	生態系全体への変換係数	1.0	文献値 （手引きの「養殖藻場」の値を使用）

「ジャパンブルーエコノミー技術研究組合｜Jブルークレジット®認証・発行」（https://www.blueeconomy.jp/credit/vandi/）より作成

【参考：ノリの離脱量を考慮する方法】

須磨海岸では、養殖ノリのブルーカーボン量を見積もる際に、収穫量だけでなく、生長途中にちぎれて海へ流れ出る量（離脱量）も考慮しています。

養殖ノリは、網の上で増えたすべてがそのまま収穫されるとは限りません。風波や生理障害などにより一部がちぎれて流出します。したがって、「ノリ網で生産されたすべてのノリ量」（＝純一次生産量（P））は、「ノリ収穫量」（＝現存量（B））よりも一定程度大きいと考えられます。この差を考慮するため、収穫量 B に対して「P/B 比（Rb）」という補正係数を用い、海で増えた総量 P を推定しています。

（式） ノリ網で生産されたすべてのノリ量 P（推定） ＝ 収穫量 B（実績） × P/B 比（Rb）



「ノリ網で生産されたすべてのノリ量（P）」と「収穫量（B）」の関係

詳しい算定方法については、以下の出典のファイルをご覧ください。

「ジャパンブルーエコノミー技術研究組合｜Jブルークレジット®認証・発行」
（https://www.blueeconomy.jp/credit/vandi/）より作成